

# 建産連ニュース

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

'92/4

APRIL. 15. WED. No.52



城峰山の山裾を染める山つつじ

建産連の SLOGAN  
[活動指標]

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

## 卷頭言

### 春宵雜感

高岡 敏夫

暖冬といわれた今年の冬も、ここにきてすっかり春めき、年中の好季となりましたものの、私ども建築業界を取り巻く環境はまだまだ厳しいようです。

昨年の余波が今年もまだ引きつづき、政治も経済もまだ混迷が続いています。今年になっても、共和汚職事件、東京佐川急便事件等々バブル経済に乗じて、政財界を巻き込んだ事件が相も変らず起こっています。そのたびに、政治倫理だ、企業モラルだ、個々の問題だと。そして、罰則の強化が必要である、マスコミの不正に対する報道が大切だ、政治に金がかかるからだ、政治改革が早急に必要である、結局は国民1人1人がしっかりしなければ駄目なのではないか等々言われます。

「人間の欲望を半分に減らさないといけないのだ……」と以前、高名な寺の貫主が言っておられた。人間のあくなき欲望が経済優先の社会構造を生み出して、あらゆる方向に影響をもたらしている。経済（金銭）的欲望を少しだけ抑制するだけで、多くの事が解決し事件も無くなつて行くのではないか。

ところで私共の設計事務所の主宰者は概して経済観念が稀薄だ。（まれに素晴らしい人もいるが）、多くの人が、営利のみを追求する企業とは思っていない。クライアント（依頼人、顧客）の要望に懸命に応えようとし、更に都市空間に与える影響や、社会的利益を考えたり、建築家とか、設計家（屋）とか設計の職人？（気質を持った人）として設計を職業として考えている。

今、設計関連団体は職能の確立に向けて運動を展開しています。それに見合った報酬が頂けるように、業務報酬に関する建設省告示第1206号の実施の推進や、そして又設計者の社会的立場の問題、社会的評価の向上を願つて活動をしている。

景観賞の創設、景観条例の制定等、都市景観の質的向上が叫ばれ、社会からも関心が持たれて来たことは、大いに歓迎するところです。私共が法人化20周年のテーマとして掲げた、“自然と人間との調和「都市、みどり、ふれあい」”を念頭において、自己研鑽に努め、確固たる方針と夢を持って設計と言う職業を通して都市づくりの一役を担つて行きたいと念じています。

理想の実現に、そして建築業界に明るい春が来ることを願つて……。

（筆者は（社）埼玉建築設計監理協会会長）

# 建産連ニュース・目 次

## 表紙写真説明

都市化の著しい埼玉にも写真のような四季が織りなす自然豊かな山村の原風景がある。ここ埼玉の西北部に位置し、長閑なたずまいの神泉村の村花は清楚可憐なカタクリ、また寒中に咲き誇る冬桜は特に有名だが、4～5月の山裾を淡紅、黄、橙色で染め尽す山つつじの群生も捨て難い。

(写真：児玉郡神泉村産業観光課提供)

◆卷頭言	1
◆平成4年度県当初予算及び施策の概要	3
◆特集・行政情報	
1) 埼玉県における“水”事情（県水資源課）	7
2) 公共事業執行における積算等の留意事項	11
3) 第2次建設業構造改善推進プログラム	17
◆シリーズ特集「21世紀を展望した街づくり」その45（白岡町）	20
〃                  その46（東松山市）	22
◆事業報告	
1) 平成4年新年賀詞交換会	24
2) 時局講演会（講師 三宅久之氏）	24
◆理事会・委員会報告	26
◆埼玉県建設生産システム合理化推進協議会の動き	27
◆告知板	
1) 公共事業労務費調査（10月）の結果	28
2) 県の組織改正（4/1付）	29
3) 建産連会館センター施設利用料金改正	29
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり	
古寺社探訪(3)	30
◆建産連だより	
会員団体の動静	32
◆連合会日誌	35
財 建設物価調査会案内広告	(16)

# 県の平成4年度当初予算 並びに主な施策の概要

## 予算の規模概要

平成4年度における県当初予算は、一般会計で1兆4,163億8,500万円、対前年度当初比伸び率は7.2%、特別会計（県営住宅管理事業、流域下水道事業など14会計）で、2,911億8,077万5千円、同じく伸び率は13.0%、企業会計（病院事業、水道事業など6会計）で、1,506億5,046万9千円、同じく伸び率は17.2%、合わせて1兆8,582億1,624万4千円となり、伸び率は8.8%である。

そのうち一般会計を歳出面で見ると、別表円グラフ(上)で示すとおりの構成割合となっており、土木費は全体の21.3%に当たる3,013億9,329万9千円、対前年度当初比8.8%の243億8,903万8千円の増である。

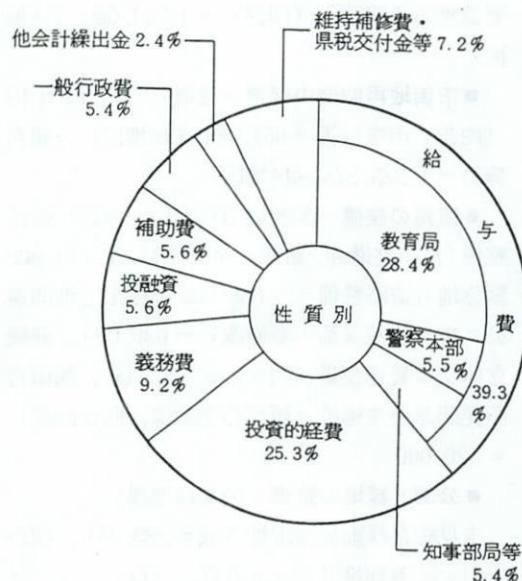
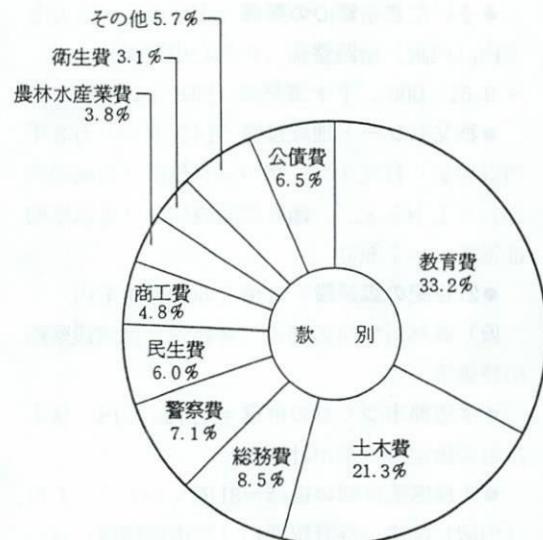
また、性質別分類で見ると、別表円グラフ(下)のとおりの分布で、そのうち投資的経費は全体の25.3%の3,587億9,146万3千円で、前年度比13.3%の421億6,521万4千円増で、その内訳は、

- (1) 国庫補助事業で1,422億3,820万5千円、前年度比11.6%の147億7,443万6千円の増
- (2) 直轄負担金で352億5,868万7千円、前年度比12.3%の38億6,775万2千円の増
- (3) 県費単独事業で1,812億9,457万1千円、前年度比14.9%の235億2,302万6千円の増

となっており、県単独事業費の伸びが目立つ。これらの投資的経費は、主に道路、河川、公園、下水道など社会資本の整備、拡充に投入され、生活基盤の整備に資することになる。

以下、上記各予算に盛られた主な施策を、特に業界関係を抜き、5つの柱に分け列記するこ

とにする。(W)



## 主な施策及びその概要

——数字は、当該事業予算額（単位・千円）  
カッコ内課所名は当該事業所管課所——

### 1. 郷土の安全を高め、快適で住みよい 環境づくりのための施策及び事業

●さいたま新都心の整備 = 107 億 8,835 万 5 千円。〔内訳〕街路整備（新都心事業課）

= 9,519,000、下水道整備（同） = 30,000

●秩父リゾート地域整備 = 14 億 6,958 万 3 千円。〔内訳〕秩父ミューズパーク整備（公園緑地課） = 1,165,822、鐘乳洞調査補助（地域整備推進課） = 7,500

●21世紀の森建設 = 8 億 6,605 万 4 千円。  
(仮) 森林科学館の建設（林務課）自然観察路の整備等

●水辺都市づくりの推進 = 1,700 万円、基本計画の策定等（都市計画課）

●土地区画整理の推進 = 81 億 5,047 万 9 千円、  
〔内訳〕県施行与野駅西口（都市整備課） = 485,000、同伊奈特定（同課） = 2,585,897、緊急地方道路整備（同課） = 1,514,000（18 地区）

●市街地再開発の促進 = 22 億 6,585 万 9 千円、  
〔内訳〕市施行等 = 851,484（10 地区）、組合施行 = 1,385,375（14 地区）

●街路の整備 = 338 億 700 万円、〔内訳〕街路整備（都市整備課、新都心事業課） = 26,714,000、緊急地方道路整備 = 5,658,000、住宅宅地関連公共施設整備（都市整備課） = 635,000、連続立体交差緊急整備（同課） = 380,000、都市再開発関連公共施設（新都心事業課、同企画課） = 420,000

●公園・緑地の整備（公園緑地課）

吉見総合運動公園園地造成 = 283,441、(仮)  
吉川公園実施設計等 = 8,000、(仮) ジョンソン基地跡地公園現況調査、用地買収 = 974,200、  
(仮) 権現堂公園用地測量 = 27,807、(仮) 加

須はなさき公園修景施設等 = 1,093,945、(仮)  
所沢航空記念館建設 = 1,521,000（継続終年次分）、県営硬式野球場周辺施設建設 = 1,369,227  
(継続終年次分)、既設24公園整備 = 6,503,519。

### ●下水道整備の推進（下水道課）

流域下水道維持管理（荒川左岸南部ほか 5 流域下水道） = 122 億 2,009 万 9 千円、県単独流域下水道整備 = 14 億 3,527 万 2 千円、荒川左岸南部流域下水道事業 = 109 億 4,200 万円（第 7 年次分）、荒川左岸北部同事業 = 19 億 6,000 万円（第 7 年次分）、荒川右岸同事業 = 99 億 7,500 万円（第 7 年次分）、中川同事業 = 103 億 2,275 万円（第 7 年次分）、古利根川同事業 = 2 億 2,000 万円（第 7 年次分）、荒川上流同事業 = 5,200 万円、市野川同事業 = 13 億 1,500 万円（第 4 年次分）。

砂川堀都市下水路事業（公共分） = 18 億 2,500 万円、同事業（県単独分） = 2,420 万円。

### ●緑の保全と緑化の推進

さいたま緑のトラスト基金の造成 = 3 億 5,000 万円、ふるさと緑の保全（景観地、森、並木道の保全） = 7,491 万 1 千円、(仮) 緑の森博物館の整備（案内所設計等） = 3,209 万 6 千円、(仮) 自然学習センター建設（北本自然観察公園内） = 1 億 1,583 万 2 千円（継続終年次分）、北本自然観察公園整備（園路、管理施設等） = 2 億 2,841 万 2 千円。

### ●道路の整備（道路建設課、道路維持課）

道路改良（公共 20 箇所、県単 258 箇所） = 242 億 7,600 万円、道路舗装（公共 6 箇所、県単 39 箇所） = 14 億 1,200 万円、橋梁架換（公共 11 橋、県単 40 橋） = 66 億 4,000 万円、道路維持修繕（舗装指定修繕他） = 121 億 4,700 万円、橋梁修繕（公共 2 橋、県単 107 橋） = 16 億 7,000 万円、緊急地方道路整備 = 92 億 5,600 万円、日光街道杉並木の整備（川越、鶴ヶ島、日高地内遊歩道） = 1 億 8,000 万円。

### ●環境保全の推進

地盤沈下防止対策（観測井整備） = 4,676 万 6 千円。

### ●廃棄物対策の推進

廃棄物処理施設整備（リサイクルセンター等49団体助成）=8億1,938万9千円、環境整備センター埋立処理場の整備=9億4,938万2千円。

### ●交通事故防止対策の推進

歩道、自転車歩行者道整備=144億6,700万円、信号機の新設、改良、標識等の整備等=58億4,105万1千円。

### ●消防防災体制の整備

防災基地の建設（キャンプ朝霞跡地）=7億1,363万6千円、（仮）防災教育センター建設（吹上町）=2億5,240万3千円（2年継続一年次分）、災害情報通信網の整備（無線施設増強）=3億4,619万円。

幸手警察署庁舎建設=3億18万7千円（2年継続1年次分）、秩父警察署庁舎建設=12億1,221万7千円（継続終年次分）、鴻巣警察署庁舎建設=9億4,651万2千円（継続終年次分）、（仮）北部機動センター建設調査=500万円、警察官待機宿舎建設（新築1棟）=4億2,000万円（債務負担行為）、同待機宿舎の改修=3億3,286万1千円、警察学校生徒寮の改善=1億8,268万7千円、派出所（6ヶ所）、駐在所（4ヶ所）の整備=3億864万1千円。

### ●治山、治水対策の推進

河川改修（53箇所）=34億2,700万円、都市河川改修（32箇所）=78億4,900万円、中小河川改修（10箇所）=31億7,200万円、小規模河川改修事業（10箇所）=8億円、河川激甚災害対策特別緊急事業（2河川）=21億円、流域調節池事業（3箇所）=10億6,700万円、流域貯留浸透施設整備（4箇所）=8億5,700万円。

砂防事業（145渓流）=38億1,315万5千円、治山事業（復旧治山22箇所、予防治山24箇所、小規模治山等91箇所）=23億2,376万2千円、地すべり、急傾斜崩壊防止対策（地すべり4箇所、急傾斜地13箇所）=3億7,420万円、災害復旧（農林業、土木施設）=16億8,700万6千円。

### ●住宅供給の推進

住宅建設資金の融資=106億7,601万6千円（新規融資枠2,000戸）。

県営住宅の供給=新規700戸 78億9,928万7千円（3年継続1年次分）、継続945戸53億1,310万5千円、用地155億2,708万3千円、既設県営住宅の改善（増築114戸）=4億5,158万4千円。

### ●水資源の確保（ダム砂防課、耕地課、水資源課）

ダムの建設（合角ダム、大野ダム、小森川ダム）=41億5,620万円、権現堂調節池周辺整備=1億3,500万円、農業用水合理化（見沿代用水路整備）=2億2,260万円、水資源地域対策=45億9,876万6千円、新規水源調査=734万6千円。

## 2. 健康で生きがいのある、しあわせの社会をつくる。

障害者リハビリテーションセンター増床建設事業（19床から120床に増床）=29億8,389万5千円（4年継続2年次分）、障害者（児）福祉施設の整備促進（精薄者、身障者に係る諸施設対象12箇所）=13億4,322万3千円、保育所の整備促進（施設整備、補修の補助対象25箇所）=2億6,163万4千円、児童館の整備促進（施設整備及び運営補助対象93箇所）=2億4,655万8千円、鴻巣保健所建設=9億8,559万3千円、循環器病センター建設（江南町）=41億462万2千円（4年継続2年次分）、同上センターの職員公舎建設（熊谷市、江南町）=8億6,075万2千円（3年継続1年次分）、県立北高等看護学院校舎増築（学生寮増築実施設計等）=5億1,784万5千円。

### ●広域水道用水供給事業（企業局）

水道用水供給施設事業（大久保浄水場沈砂池等用地取得他）=214億2,421万6千円、広域第2水道用水供給施設建設事業（送水施設工事）=37億5,289万9千円。

### 3. 高い技術による産業を振興し、就業の場を充実する。

#### ●水田農業確立対策の推進

種苗供給センター建設（管理研修棟、川里村）=4億1,422万9千円、園芸試験場主要試験施設の改築=2億2,043万5千円、畜産試験場施設の改築=1億5,767万2千円。

県営かんがい排水事業（継続4地区、新規1地区）=31億800万円、県営は場整備事業（継続29地区）=39億2,870万円、県営畑地帯総合土地改良事業（継続5地区、新規1地区）=11億7,390万円、県営湛水防除事業（継続5地区）=12億6,520万円、団体営土地改良事業=40億714万7千円。

木材需要拡大対策事業（モデル木造施設促進）=4,290万4千円。

林道開設事業（31路線）=13億3,452万円、既設林道改良整備事業（63路線）=12億232万2千円。

#### ●産業振興拠点の整備

さいたまインダストリアル・ビジネスパーク（仮称）の整備（設計コンペの実施、財団設立準備等）=8,356万2千円、地域産業文化センター（県西部地域における事業化の検討と県東部地域における基本構想策定調査等）=2,507万円、むさしの研究の郷（仮称）の整備（基礎構想策定調査）=1,299万1千円、テクノグリーンセンターの整備（施設計画の検討）=2,719万9千円。

#### ●工業団地の整備（企業局）

伊奈北部地区宅地造成事業（移設補償）=2億27万1千円、嵐山地区工業団地（道路築造工事他）=29億1,306万4千円、吉川松伏地区工業団地（整地・道路築造工事）=18億5,360万3千円、幸手第2地区工業団地（橋梁下部・上部工事、道路築造工事）=14億832万2千円、秩父地区工業団地（整地・調整池築造工事）=35億6,625万4千円、本庄今井工業団地（用地、調査・設計、整地・水路築造工事）=18億9,030

万4千円、加須下高柳工業団地（用地、調査・設計、道路築造・調整池築造・水路築造工事）=47億8,799万7千円、騎西鴻茎工業団地（用地取得）=42億921万7千円、行田南部工業団地（新規事業4～9年度継続、用地取得）=57億4,503万1千円。

### 4. 多様な学習機会をつくり、豊かな文化を育てる。

#### ●県立高等学校の施設設備の整備

鉄筋校舎改修（屋外12校、屋内3校、調査設計14校）=20億337万5千円、体育館改修（川越農、春日部工2校、調査設計2校）=6億7,908万円、グランド整備（改修9校）=5億4,181万4千円、図書室の冷房設備（5校）=5,016万2千円、防音校舎冷房設備（飯能南1校）=2億1,464万3千円、特殊学校鉄筋校舎改修（屋外1校、調査設計4校）=9,620万9千円、体育館改築（深谷第11校、調査設計1校）=4億9,058万8千円、プール建設（重層化プール松山、志木、坂戸西、越谷西の4校、調査設計児玉農工、八潮南の2校）=15億8,652万9千円、実習棟整備（6校、調査設計1校）=7億9,799万9千円、宿泊学習施設建設（狭山工、鳩ヶ谷の2校）=5億2,083万9千円、部室建設（浦和東、入間向陽2校）=2億5,734万8千円、玉川工業高校実習棟改築（4～6年度継続初年次分）=4億5,949万8千円、養護学校プール建設（宮代、騎西2校）=3億4,595万3千円、小川少年自然の家活動センター建設（調査設計）=1,573万1千円。

#### ●文化活動の推進

（仮）県民芸術劇場建設（3年継続2年次分）=57億4,881万7千円、文学館建設（基本計画策定、桶川市）=1,764万7千円、（仮）荒川総合博物館建設（基本設計、寄居町）=2,529万7千円、県営射撃場建設（3年継続2年次分、長瀬町）=18億8,004万5千円。

## ——埼玉の水事情——

# 埼玉県における水需給の 現状と将来展望

県水資源課

水は、日々の生活は勿論、あらゆる産業に欠くことのできない貴重な存在となっておりますが、えてしてその恩恵に馴れ、いかにして用水としての水が確保されているかが、あまりよく知られていない。

本誌は、このたび「埼玉の水事情」をテーマにとりあげ、その衡にあって水利用の計画の策定から水資源開発事業の促進に取り組まれる県企画財政部水資源課を煩わし、資源としての水の確保から水そのものの需給の実態の解明をお願いし、ここに標題をもって寄稿いただきました。（W）

### はじめに

水は私達の毎日の暮らしや、農業、工業などの産業活動を支える重要な基礎資源ですが、この大切な水もけっして豊富ではなく、いまや限りある貴重な資源となっています。

特に、本県は東京一極集中やこれに伴う地価高騰による人口流入により、全国一の人口増加率（平成元年度）を記録しており、また、今後とも生活水準の向上や経済活動の進展等により、水需要の増加が予測される中で、限りある貴重な水資源を、いかに有効に活用していくのかが大きな課題となっております。

そこで、誌上をお借りして、本県における水需給の現状と将来展望について、説明させていただきます。

### 1. 水需給の現状

水はそれぞれの用途に従って、水道用水、工業用水、農業用水等に区分されておりますが、ここでは、家庭、事務所・デパート、工場などで使用されている水道用水について説明いたします。

#### 【水道用水供給の推移】

表1により「県人口・水道用水人口の推移」及び「上水道原単位の推移」について見ます

と、まず「県人口・水道用水人口の推移」ですが、本県の人口は経済の高度成長が始まった昭和35年頃から、全国的な激しい人口移動に伴う社会増加を中心に急増し、昭和50年頃まで年率4～5%の高い増加率を示しました。

その後、石油危機を契機とする経済の低成長期に入り、大都市への人口移動の鎮静化などにより増加率は低下しましたが、近年の東京への一極集中の進行と地価高騰などを契機として、東京からの急激な人口流入により再び増加率が高まっている状況となっております。

この人口の増加に対応して県では、水資源の確保を図るとともに、水道用水の普及率の向上に務めました。

その結果、平成元年度実績では県人口634万人のうち626万人、割合で98.7パーセントの人々が水道用水の供給を受けております。

次に、「上水道原単位の推移」についてですが、ここで「原単位」というのは、一日に一人当たりどのくらいの水が使用されているのかを示すものです。具体的には、県全体で平成元年度には一日平均225万立方メートルの水が使われておりますが、この水を給水人口（元年度は626万人）で割ったものが一日

一人平均給水量で、平成元年度では一日一人平均360 ℥の水が使用されております。

これに対し「一日一人最大給水量」とは、概ね夏場の水を最大限度に使う時期の給水量であり、平成元年度では一日一人最大427 ℥の水が使用されております。

これらの水道原単位は昭和50年頃から微増の状況を示しておりますが、この傾向は今後も生活水準の向上や産業活動の進展等により、増加していくものと予測されます。

#### 【水道用水平均給水量の推移】

次に、表2により県全体でどの程度の水道用水が使われているのか、またその水源の内訳はどうなっているのかについて見ます。

まず、全体量の変化ですが、昭和40年には日量36万立方メートルであったものが、人口の増加、生活水準の向上及び産業活動の発展により、平成元年度にはその6.3倍の日量225万立方メートルに増加しております。

この水需要に対しては、①市町村等が地下から汲み上げる地下水、②県企業局が市町村等に供給する河川の表流水、③荒川や入間川沿の市町村等が従来から独自に取得している

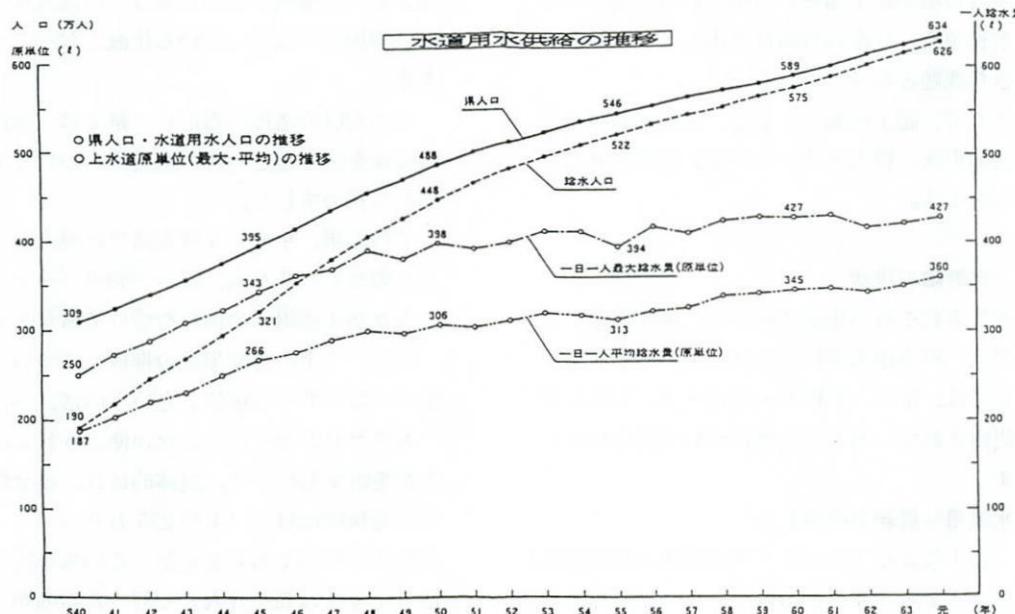
表流水——を確保することにより対応しているところです。

グラフでも明らかにおり、昭和43年から表流水が供給されております。これは、県南部を中心とする地下水の異常汲み上げによる大規模な地盤沈下を抑制するため、県営大久保浄水場を開設し、表流水の供給を開始したことによるものです。この水道用水供給事業はその後、庄和浄水場、行田浄水場等の開設により一層整備充実されたため、昭和50年には地下水が日量63万立方メートルに対して、表流水は日量65万立方メートルと表流水の使用が地下水を上回りました。そして、この傾向はさらに拡大し、平成元年度には地下水の日量72万立方メートルに対して、表流水は日量142万立方メートルと地下水の使用の約2倍となっております。

#### 【水資源開発施設】

水道用水は、利根川水系と荒川水系にその水源を依存していますが、増大する水需要に見合った水資源を確保するため、県は建設省や水資源開発公団等と連携を図りながら、ダム等の水資源開発施設の整備に積極的に努力し

表1



て参りました。

その結果、利根川水系では群馬県の権保川に「奈良保ダム」、埼玉県と群馬県境の神流川に「下久保ダム」、渡良瀬川の上流に「草木ダム」が、また、荒川水系では入間川の上流に「有間ダム」が完成しております。

ダム以外の施設としては、埼玉県、栃木県、群馬県にまたがる「渡良瀬遊水池」、埼玉県と茨城県にまたがる「権現堂調節池」、利根川河口の「利根川河口堰」、県が全国に先駆けて実施した農業用水合理化事業（農業用水路を舗装水路に改修し、農業水利施設を整備することにより余剰水を生み出す事業。）による施設が完成しております。

次に、建設途上にある主な施設としては、利根川水系では群馬県吾妻川上流に「八ツ場ダム」、同じく片品川上流に「戸倉ダム」があります。

また、荒川水系では、秩父地域に「浦山ダム」、「合角ダム」及び「滝沢ダム」があり、「浦山ダム」、「合角ダム」については平成7年度を、「滝沢ダム」については平成9年度の完成を目指して、現在工事が進められております。

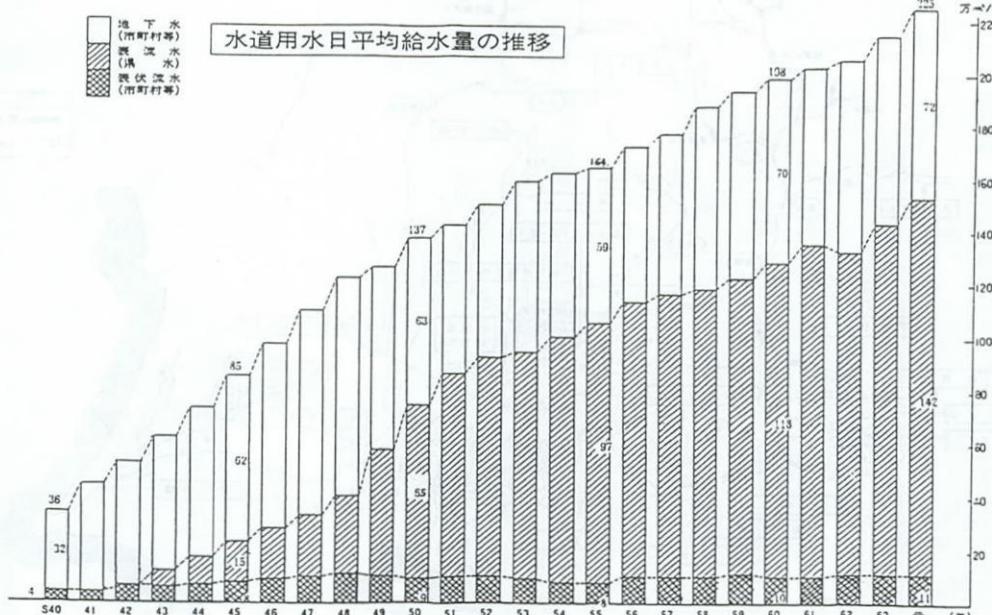
なお、ダム以外の施設としては、荒川の秋ヶ瀬取水堰付近の河川敷に「荒川調節池」、利根川河口堰で溜めた水を江戸川に導水する「北千葉導水」事業等が、早期完成に向けて整備を急いでいる状況となっております。

## 2. 将来展望

水資源の確保については広域的な観点から、国土庁が中心となって西暦2000年（平成12年）を目標年次とする、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）」を昭和63年に策定しております。対象地域は埼玉県のほか、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県であり、この計画の策定に当たって、県は水需要の増大に見合う水資源の確保について、積極的に国土庁に働きかけた結果、現在の新長期構想の人口フレームである680万人に対応する水需要予測量の全量を確保することとしたところです。

しかしながら、近年の東京一極集中に伴う人口の急増など社会経済情勢の大きな変化に対応するため、現在、県では長期構想の改定作業を進めておりますが、ここで試算された平成12年

表2



の県人口は740万人に達するものと予測され、フルプランで確保することとした水資源量との間に開きが生じているところです。

そこで、県といたしましては、このような人口の増加に対応した水の供給量を確保するため、建設省や水資源開発公団で実施及び計画中の水資源開発施設に積極的に参加するとともに、国に対してフルプランの改定等を強く働きかけ、水資源の確保に一層の努力をする所存です。

### まとめ

水は人間の生活や産業活動に欠くことの出来ない、極めて重要な基礎資源であるため、従来から、水資源の安定的確保に向けて努力を続けて参りましたが、水資源の開発には長い年月と莫大な費用を要するなど、水資源の確保は次第に困難な状況となっている一方、水の需要は、人口の増大や生活水準の向上及び産業活動の進展等に伴い、今後とも益々増加するものと予測されます。

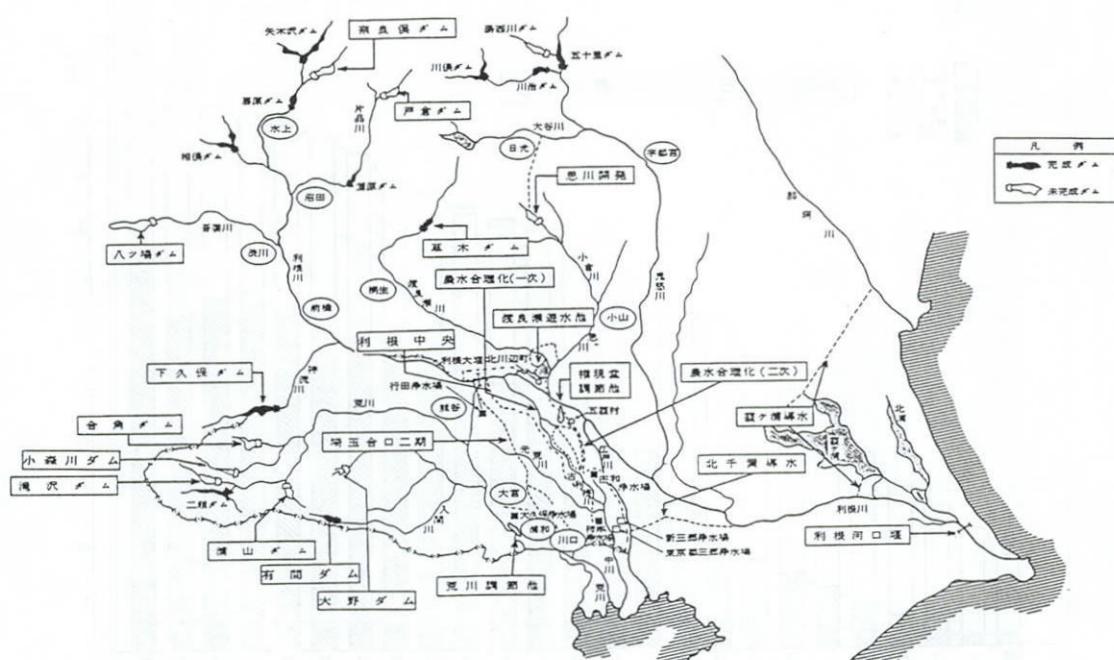
このような中で、長期的に水需給のバランス

の図れた社会を実現するためには、水資源を確保することは勿論のことですが、「水は限られた貴重な資源である」ことを皆様にご理解いただき、水の使用に一層の工夫を払うことが必要になってきます。

このため、県では、8月1日の「水の日」を中心に「中学生水の作文クンクール」や「水資源開発施設の見学会」などのイベントを実施するほか、水資源の有効利用を図るため、雑用水の利用（下水・産業廃水の再生水や雨水など水道用水と比較して低水質の水を、水洗トイレ用水や冷却・冷房用水、散水等の用途へ利用すること。）の促進に向けて努力をしているところです。

いずれにいたしましても、水は私達が共有する貴重な資源あります。この資源を上手に活用することにより、より豊かでうるおいのある社会を築くため、今後とも水資源行政を積極的に展開して参りたいと存じますので、皆様のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

利根川水系・荒川水系水資源開発施設



## 事業執行における 積算等の留意事項について

建設工事を執行する場合、その工事費が適正かつ妥当な積算によって構成されることが、適正な施工の確保の上から重要な要素であることは、論を俟たないところである。

昨年の5月、建設省は「事業執行における積算等の留意事項」をまとめ、さらに各項目ごとに解説を付し関係機関の積算担当者等広く関係セクション向けに提示、個々の工事において適正な積算を行うことを促した。その内容は、冒頭に「良好な社会資本の整備と建設業の健全な発展に資するため」と作成の主旨を掲げ、施工関係の変化や社会情勢の変化に対処した積算手法を示し、積算はいずれの観点からみても問題が生じない、適正な予定価格の算定を行うものであるという基本的な認識の上にまとめられたものである。本誌上転載に当たっては、特に監修当局の了解の下に留意事項ごとに解説（小文字部分）を付して集録、参考に供するものである。（W）

### 1. 工事費の積算等の適正な実施

#### (1) 実態に応じた適正な積算の実施

積算に当たり、仮設工事費、共通仮設費等現場条件に適合した経費の積上げ計上について、細心の配慮を行うこと。

- ・工事費の積算において特に留意すべき点は、直接工事費における仮設工事費、共通仮設費における運搬費、準備費、安全費等の積上げ計上を行うことです。
- ・建設工事においては、現場ごとに施工条件が異なるため、これらの経費として計上すべき内容も大きく違ってきます。積算を行う際には、施工条件を考慮しつつ、これらの費用について落ちがなく適正に計上されているかどうかについて十分な注意を払う必要があります。

#### (2) 施工条件明示と適切な設計変更の実施

イ. 設計図書における施工条件の明示と、明示された施工条件に変更が生じた場合の適切な設計変更の実施については、「条件明示につい

て」（平成3年1月25日付け建設省技調発第24号）を踏まえ、一層の徹底を図ること。

- ・建設工事は、屋外で工事が実施されるため、気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等の配慮から施工手段、施工時間等について制約される等社会的条件からも著しく影響を受けています。
- ・これらの広範囲な要因によって工事現場ごとに最適の工法、施工方法等が異なるため、同一構造物であっても、その施工価格が異なるのが通例です。
- ・このため、工事の発注に当たっては、事前に現場の施工条件を十分調査するとともに、その内容を特記仕様書、現場説明書等の設計図書に明示することが重要です。明示すべき項目及びその内容については、共通的な事項を取りまとめた通達「条件の明示について」（平成3年1月25日付け建設省技調発第24号）が出されています。
- ・設計図書を作成する際には、この通達を参照し、必要な事項が明示されていることを確認する必要があります。
- ・また、建設工事は通常屋外で実施されることが多く、工事の実施過程で絶えず施工条件が変化し、当初発注の段階で想定していた条件の変更はもち

- ろん、予期せざる事態が発生することもしばしばあります。施工条件の変化に伴い、工事数量、施工方法等に変化を来たし、その結果として、工期及び請負代金額に大きく影響することになります。
- ・このような場合には、請負契約書の約定に基づいて設計変更を行うことが不可決です。いかに契約時の予定価格を厳正に設定しても、設計変更が適切になされなければ意味がないといえましょう。
- ロ、特に、市街地内の工事については、地下埋設物の事前調査、現道交通の安全確保のための保安要員等が必要な場合の施工条件について十分な注意を行うこと。
- ・施工条件には、多種多様なものがありますが、最近では、都市化の進展とともに人為的な制約条件が一段と増大しています。その代表的な例が地下埋設物が存在する場合の施工や、現道の交通を確保しながらの施工です。
  - ・工事現場に地下埋設物がある場合は、埋設物の管理者から安全対策上、工法や作業時間について制約を加えられることが多く、また、地下埋設物の取扱いを誤るとと思わぬ大事故の原因ともなりますので、場所の確認、処理方法等について、埋設物の管理者と協議した上で条件を明示しておくことが必要です。
  - ・現道交通を確保するためには、交通安全対策としての標識、保安要員、バリケード等の配置が必要となることが多く、これらは現場条件により大きく異なり、工事期間中も常に状況が変化します。これに的確に対応するためには、当初契約において適切に条件を明示しておくことが不可決です。
  - ・これらについては、施工のための条件とともに、発注者の行う積算における取扱いについても、設計図書に明示しておくことが重要です。

### (3) 工事費構成書の積極的な活用

- イ、設計変更に関する協議の円滑化のため、「工事費構成書の提示の実施について」（昭和62年12月23日付け建設省技調発第799号）を踏まえ、一層の活用に努めること。
- ・設計変更をスムーズに行うことの手段として工事

- 費構成書制度があります。これは、設計変更の手続において、変更部分の請負金額に関して発注者と受注者の思惑の違い等によるトラブルを避けることを目的としています。具体的には、契約後速やかに発注者、受注者双方の積算内訳金額を構成比表示として突き合わせ、その内容についてはお互いにあらかじめ認識し合うというものです。
- ・現在、建設省の直轄工事等で実施されていますが、なるべく多くの発注機関において活用されることが望まれています。
  - ・なお、工事費構成書の内容、提示手続等を示した「工事費構成書提示実施要領」を盛りこんだ通達「工事費構成書の提示の実施について」（昭和62年12月23日付け建設省技調発第799号）が出されています。
  - ロ、競争入札において落札者がなく随意契約の協議を行う場合には、協議者相互の理解を深めるため、必要に応じて、工事費構成書等を活用すること。
  - ・工事費構成書は、随意契約の協議を行う際にも活用できます。競争入札において、3回の入札を行っても落札者がいない場合には、随意契約の協議を行うことがあります。この際開差が大きい場合には発注者と協議の相手方が工事費構成書を双方提示し合うことによって相互理解が深まり、協議がスムーズに行われることになります。

### (4) 予定価格の作成

- 予定価格の作成に当たっては、積算結果を十分尊重すること。
- ・公共事業の発注に当たり、設計書金額の一部を理由なく控除して予定価格を作成するいわゆる「歩切り」については、工事を施工するために通常必要と認められる原価を不当に下回る請負代金額を設定するものであり、厳にこれを慎まなければなりません。
  - ・万一、歩切りが行われた場合には、請負業者が円滑に工事を行うために必要な金額が計上されていないため、良質で耐久性のある工事目的が得られない危険性が高くなります。この場合は、発注者

にとってかえって貴重な財源を無駄に使ったことになってしまいかねないのです。

- ・予定価格の作成に当たっては、積算結果を尊重して、適正に決定するような配慮を払うことが重要です。

## (5) 実勢価格の採用(極力最新の価格)

イ. 社会経済情勢の変動に注意し、資材の急激な価格変動に対しては、速やかに積算に反映できるよう準備を行うこと。

- ・建設資材の価格は、その時々の需給関係を基本に、原材料の価格変動、在庫の多寡等の様々な要因が作用し、経済原理に従って取引市場において決定されるものです。したがって市場の情勢に応じて、月ごと等の短い期間に価格が変動する場合があることを考慮しておかなければなりません。
- ・積算に当たっては、常に資材価格の動向に注意し、発注時の実勢価格が十分反映されたものとすべきです。
- ・そこで、中立の公益法人が毎月発行している物価資料等を活用し、できるだけ短い周期で資材価格を改訂することが効果的です。
- ・特に、原油価格の変動に連動したアスファルト価格の変動等急激な価格変動には、十分注意とともに、このような場合に迅速な対応ができるような体制を整えておくことが必要です。

ロ. 地域の状況等に配慮し、高度な意匠を用いた施設、新技術を用いた施工方法等で、市場価格が形成されていないもの又は積算手法が確立されていないものを採用する場合は、必要に応じて見積書を微収し、その価格を積算に用いる等実勢に応じたものとすること。

- ・近年、公共施設に対する国民のニーズの多様化、景観面への配慮の必要性の高まり等に応じ、高度な意匠を用いた施設を設置する場合が増えています。また、技術革新の進展に対応し、最新技術を用いた施工方法を採用する場合もあります。このため、使用を予定している資材の価格が物価資料に掲載されていないケースや、施工方法に対応した標準歩掛りが確立されていないケース等が生じ

ことがあります。

- ・このような場合、内容が異なるにもかかわらず既存の資料、基準等を準用するようなことはせず、その内容に精通した企業等から見積書を微収し、妥当性を判断した上でその価格を用いて積算することが適切です。

ハ. 見積価格を用いた場合は、異状値を排除した平均値とすること。ただし、見積書が多い場合は最頻度値を採用すること。

- ・見積りを微収する場合は、形状寸法・品質・規格・数量及び納入時期・場所等の条件を提示するとともに、原則として3社以上から微収することが適切です。
- ・また、価格の決定に当たっては、微収した見積りの最低値を用いるのでなく、異常値を排除した平均値(見積書の数が多い場合は最頻度値)を採用することが適切です。

ニ. 施工形態の変化、新工法の導入等による施工歩掛りの変化に留意し、歩掛りの改定について迅速に対応すること。

- ・現場における施工の形態は、現場労働者の年齢層・熟練度の変化、建設機械の能力・利用方法の変化及び新技術・新工法の導入等により変動しており、これに伴って施工歩掛りも常に変化しています。
- ・「土木工事標準歩掛り」については、毎年実態調査を行い、これに基づき一部の工種についての改訂及び新たな工種(工法)の設定を行っていますが、各発注機関においても、これに対応して改定工種及び新規工種の歩掛りを迅速に適用することが望まれます。

## (6) 適正工期の設定

イ. 工期の設定に当たっては、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、建設労働者の休日日数、降雨日、出水期等における作業不能日数等を見込んで適正なものとすること。

なお、休日数としては、官公庁の土曜閉庁日、夏期及び年末・年始の休暇等を見込むものとする。

- ・工期を適正に設定することは、適正な積算と同様に、工事を円滑に進めるためには不可欠の条件です。また、工期は工事に要する費用を大きく左右する要因にもなります。
- ・工期を適正に設定するためには、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数を算定するとともに、準備、跡片付けに要する期間、建設労働者の休日日数及び作業不能日数を加えることが必要です。したがって同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なってくることに注意する必要があります。
- ・特に、休日日数としては、日曜、祝祭日だけではなく、官公庁の土曜日閉庁日（現時点では第2・第4土曜日）、夏季休暇及び年末・年始の休暇等を見込むことが適切です。

ロ、年度末にかかる工事については、無理な工程とならないよう十分配慮するとともに、工事が都合により年度内に完成しない場合には、繰越手続きをとること。

- ・年度末にかかる工事は、工事が集中しやすいこともあります、ともすれば無理な工程になります。発注の準備を計画的に行うことにより、必要な工期を確保できるよう配慮するのが第一の原則ですが、都合により工事が年度内に完成しない場合には遅滞なく繰越の手続をとります。

ハ、需給が逼迫している資材を使用する工事については、余裕工期を見込んだ適正な工期を設定すること。

- ・建設資材の需給は、取引市場を通して決まるため、受注者が工事に用いる資材を入手するために必要な期間も絶えず変化しています。したがって、発注に際しては、資材の需給の動向を把握し、需要が多く入手に期間を要する資材を用いる場合には、資材の調達に必要な余裕期間を見込むことが適切です。

## (7) 建設副産物（残土を含む）に関する適正な積算

イ、原則として指定処分とともに、運搬費用、処理費用等について適正に計上すること。

と。

- ・建設副産物（残土を含む）の処分については、発生量は年を追って増大する反面その処理場の確保は一段と困難になり、円滑に工事を実施するための大きな課題であるとともに、社会問題としても深刻化しています。
- ・発注に際しては、工事現場近郊における処分場、再生処理場に関する受入状況、条件等について情報を収集し、特記仕様書等において処分地を指定することを原則とするとともに、積算に当たっては工事箇所から処分地までの運搬費用、処分地における処理費用等について計上することが必要です。
- ・特に、最近では処分地が遠隔化するとともに、処分地において様々な条件を付けられるのが実態です。不法投棄等の不適性処理の防止の観点からも、工事ごとにこれらの実態に即した費用を計上しなければなりません。
- ・また、処分地に運搬する以前に仮置きが必要となる場合については、このための費用についても計上することが必要です。
- ロ、建設副産物の処分地については、可能な限り再生処理場を活用すること。
- ・建設副産物の処分については、発生量の増大と処理場の不足を背景に、一層深刻な問題となることが予想されるため、極力再生利用に努めることが重要な課題です。発注者が処分地を指定する場合には、可能な限り再生処理場を指定し再生利用を促進することが重要です。
- ・再生利用については、公共事業が先導的役割を果たすことが望まれています。
- ハ、再生資材については、品質等に配慮しつつ、可能な限り建設資材として活用すること。
- ・建設副産物は、そのほとんどは安全なものであり、建設資材等としての再生利用を図るための技術開発も進められています。
- ・例えば、建設事業から発生するコンクリートがらの再生資材である再生クラッシャーランや再生砂等について、制定されている基準や指針等を活用し、道路路盤材等としての活用が進められています。

す。

- ・再生資材の積極的活用を図るために、発注者としても、設計図書において、品質等に配慮した上で再生資材の利用を指定することに積極的に取り組む必要があります。

## (8) 工事の一時中止に伴う増加費用の適正な取扱い

工事の一時中止を行った場合、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年3月29日付け建設省技調発第116号）を踏まえ、工事現場の維持、工事体制の縮小及び工事の再開準備に要する費用について、積算上の適正な取扱いを行うとともに、必要な場合は工期の変更を行うこと。

- ・建設工事は、その施工途中においてしばしば予期せざる事態が発生し、工事の全部又は一部を中止しなければならないことがあります。このような場合、受注者には様々な増加費用が発生します。
- ・例えば工事中止期間中に工事現場を維持するためには、作業員、機械器具等を保持するための費用がかかります。また、工事体制を一旦縮小するためには、不要となった作業員、機械器具等の配置転換に費用がかかります。さらに、工事の再開準備のために工事現場に再投入される作業員、機械器具等の転入のための費用がかかります。
- ・工事を一時中止した場合の増加費用等の積算については、その範囲、算定方法等を示した通達「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号）が出されています。
- ・工事の一時中止を行う場合はこの通達を踏まえ、その時点での受注者の体制、中止期間等に応じた適正な費用を計上することが重要です。

## (9) 近接工事の諸経費の調整の適正な実施

分割発注を行う場合で、諸経費の調整を行う際は、調整を行う対象工事について、適正な範囲内のもののみに限るよう十分注意すること。

- ・分割発注等により近接して工事を発注する場合で、先行して発注した工事の施工業者と随意契約又は、当該業者を含めて指名競争入札を行う場合は、諸経費の調整を行うこととなります。この場合、近接していない工事に対してまでこのような調整を行うことは適切ではありません。
- ・調整の対象となる工事は、同一工事区域内の工事又は工事区域が隣接する工事で、かつ、工期が重複又は継続する工事に限られます。この場合、工事区域の隣接についてはおおむね1km以内、工期の継続については、先行する工事の完了後14日以内程度がおよそその目安となります。

## (10) 建設事業のイメージアップに係る費用の積算の適正な実施

地域との連携に配慮しつつ、円滑な事業執行を図るために、現場美化等を実施する場合は、これに必要な費用を適正に計上すること。

- ・公共施設に対する国民のニーズは、施設を建設する過程における地域へのマッチ、クリーン性の要請等多様化しつつあります。
- ・建設工事は地域と、密接な関係を持ちながら実施されるものです。工事現場のイメージアップを図ることは、地域の住民の協力を得て工事を円滑に進める上で極めて重要であるとともに、建設事業全般について、必要性、国民生活に果たす役割等に関する国民のコンセンサスを形成していく上でも重要な役割を果たします。
- ・イメージアップのためには、現場において建物の外装の美化、フラワーポットの配置、インフォメイションセンターの設置等、様々なものが考えられますが、工事の内容、周辺地域の状況等に応じいろいろな工夫をすることが必要です。
- ・受注者がこのような措置を講じる場合には、そのための費用が掛りますので、発注者としてもイメージアップの必要性を十分理解し、必要と認められる範囲内で積算に計上しておくことが重要です。積算において計上することができる内容については、「建設事業のイメージアップに係わるモデル工事積算要領（案）」がありますので積極的な活

用が望れます。

## 2. 積算に関する発注者間の連携の強化

各事業執行機関における適正な事業執行を図るため、地方建設局と地方公共団体等の緊密な連携を図り、情報交換を活発に行うこと。

- ・積算の手法は各発注機関が独自に定めていますが、積算の基本的な考え方は共通です。また、最近のように、積算を取り巻く情報が著しく変動している情勢の中で、良質で耐久性のある工事目的物を

得るために、施工の実態に即した適正な積算を行わなければならないという点は、すべての発注機関に共通した最重要課題であることはいうまでもありません。

- ・したがって、各地域ごとに建設省の地方建設局、関係公団、都道府県、市町村等の発注機関が相互に緊密な連絡を取り合い、積算に関する活発な情報交換、意見交換等を行うことにより、望ましい積算の実施に向けて取り組んでいくことが望されます。

### 定期刊行物

## 月刊 建設物価

### ●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判／約840頁 定価3,300円／税別  
※年間購読料33,360円／税込  
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

## 月刊 建設統計月報

### ●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方に必須の資料。

■B5判／約220頁 定価1,150円／税別  
※年間購読料13,200円／税込

### 専門図書

※定価はすべて税込みです。

## ●平成4年度版 大幅改正

〈好評発売中〉

■建設省公表による土木工事標準歩掛等の基準書

## 建設省土木工事積算基準

建設大臣官房技術調査室／監修  
土木工事積算研究会／編 発行／(財)建設物価調査会  
／建設行政出版センター

B5判／約850ページ 定価8,300円(税込み)／送料500円

建設省から公表された、積算基準(標準歩掛等)の4年度改訂版で、4年度では地すべり防止工を始め21工種について新しく制定し、コンクリートブロック積(張)工他15工種について改訂。

好評発売中 下水道工事積算の実際

■B5判/380頁 ●定価4,700円/送料400円

改訂3版 土地改良工事の積算と施工

■B5判/570頁 ●定価4,700円/送料400円

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

## 財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)  
電話 (03) 3663-8761(代) FAX (03) 3663-8768

## 「第2次・建設業構造改善推進プログラム」について

建設省は、去る2月25日の中央建設業審議会の答申を踏まえ、第2次（平成4年度～6年度）建設業構造改善推進プログラムを策定し、関係行政機関、関連業界団体に示し、その対応を促した。これにより建設業における構造改善推進活動は、新たな段階に入った。本県においては、先に発足した「埼玉県建設生産システム合理化推進協議会」等の場を通じ、具体的な取り組みが討議されることになる。（W）

このたび策定の第2次建設業構造改善推進プログラムは、第1次（平成元年度～3年度）構造改善推進プログラムの成果をさらに確かなものとするために行政側、総合工事業者、専門工事業の各分野ごとに新たに目標を設定し行動を起す指針とするものである。

このプログラムは、「基本的考え方」と「重点課題とこれに対応した推進事業」の2つを主軸に構成されており、そのうちの基本的考え方には、①構造改善の一層の推進に取り組む基本方針 ②構造改善推進プログラムの基本目標 ③雇用条件等建設産業にまつわる現状認識 ④重点課題の設定 ⑤推進体制上の配慮事項の5項目に分け視点を明確に示している。

次の重点課題とこれに対応した推進事業においては、雇用労働条件の改善をはじめ6項目の課題を掲げ、これにどう対応すべきかを具体的に明示しているが、特に関わり合いが深いことから、以下本文を列記して参考に供することにした。

### 重点課題とこれに対応した推進事業

#### ① 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成

建設技能労働者は、建設生産の根幹を支える役割を担っており、その円滑な確保は建設生産の将来のあり方を規定する最も重要な要因である。今後、労働力供給の制約がますます強まる中で、いわゆる外国人単純労働者の受入れは認めないこととする基本方針を堅持しつつ、国内

において意欲ある基幹的な建設技能労働者を円滑に確保していくためには、雇用労働条件の改善を図るとともに、建設産業への就業促進のための活動をはじめとした人材の確保・育成対策を総合的に充実させる必要がある。

このため、年間総労働時間1800時間の実現に向けて労働時間短縮のための要綱を策定し、時短推進への対応を的確に行うこととする。また、賃金をはじめとした処遇の改善や女性の就業をも念頭においた現場環境改善に努めることにより、建設産業が人を大切にする産業であることを明確にすることとし、それらに熱心に取り組んでいる企業を評価する制度を整備する等雇用労働条件の改善のための条件整備を一層積極的に進めることとする。

また、若年建設従事者入職促進協議会の全国的な展開を促進するとともに、建設産業への入職希望者が自ら進んで就業したいと考え、将来的な生活設計に明るい展望を持ち得るよう、ライフサイクルの各段階に応じた取得資格や獲得所得の見通しと体系的な人材育成の方策を示した人づくりプログラムを作成することとする。さらに、（財）建設産業教育センター等による技術・技能を主とした研修の実施、民間資格の創設に対する支援を推進するとともに、ものづくりに関心を持つ者の建設産業への就業が促進されるよう、業界団体等による技術・技能の習得を目的とする寄付講座の設置等の教育機関との連携強化及び基幹的な建設技能労働者を社会的

に評価する仕組みの創設を行うこととする。

## ② 生産性の向上

今後、労働力供給の制約がますます強まる中で、依然として根強いと見込まれる建設需要に応えていくためには、①経営基盤の強化、②不足の目立つ建設技能労働者に代替する建設ロボットの開発・普及による施工の機械化及び部材の規格化・標準化を前提とした工場生産化の推進、③建設産業における情報ネットワークの整備等により、経営管理、技術、情報など各種の経営資源の蓄積を通じて企業体質を強化し、建設産業の生産性の向上を図る必要がある。

このため、第一に、経営基盤の強化については、建設業者の自助努力を支援する立場から、業種別経営改善指針の作成並びに財務診断・指導及び経営者等研修の充実・強化を図るほか、OA機器の導入・活用の促進、事業協同組合等を活用した共同事業の推進を図ることとする。

第二に、機械化、工場生産化については、共同開発等を支援する一方、その普及・活用を図るため、税制の活用、拡充に努めることとする。また、生産工程改善に係る機械化、工場生産化等についての情報提供を充実することとし、さらには、雨天日等における作業を可能とする全天候型工事現場の実現に努めることとする。

第三に、建設産業における情報ネットワークの実用化については、(財)建設業振興基金内の建設産業情報化推進センターを中心に、各種帳票データの授受の標準化等を推進することとする。

## ③ 建設生産システムにおける合理化の推進

建設生産は、総合工事業者、専門工事業者、設計者、資材メーカー等の分業関係によって成り立っている。こうした分業関係を前提に、関係業者間の契約締結、価格決定、人材の養成等の面において適正なルールを確立し、合理的な分業関係の形成を図らなければ、効率的な建設生産システムの実現は不可能である。特に、現在不足が叫ばれている基幹的な建設技能労働者は直接的に専門工事業者が雇用している場合が

多いが、基幹的な建設技能労働者の確保・育成については、専門工事業者だけでなく、総合工事業者を含めた業界全体の課題として取り組んでいく必要がある。

このため、①契約締結の適正化のための基本的なルールを定めた契約締結適正化指針の策定、②施工体制を把握し、不必要的重層化を回避するための施工体制台帳整備の促進、③適正な評価に基づき受注者を選定するための総合工事業者による専門工事業者の能力評価・選定のあり方についてのルールづくり、④建設労働者の雇用労働条件の改善及び技術・技能の向上のための総合工事業者と専門工事業者との協力体制のあり方についてのルールづくり等を、中央、地方の建設生産システム合理化推進協議会を活用して行うこととする。

## ④ 不良不適格業者の排除

技術と経営に優れた企業が成長しうる条件整備を行うことは、構造改善を進め、活力と魅力に溢れた建設産業を築くために是非とも必要である。この条件整備の一環として、平成2年6月には、建設業法に基づき、指定建設業監理技術者資格者証制度が全面施行され、また、共同企業体の在り方については、昭和62年8月の中央建設業審議会の答申・建議において共同企業体運用準則が示されるとともに、同答申・建議に基づき、平成元年5月、共同企業体運営指針が策定されたことから、これらの徹底をはじめとして不良不適格業者を排除するための対策を充実する必要がある。

このため、指定建設業監理技術者資格者証制度と共同企業体運用準則、共同企業体運営指針の一層の定着を図るほか、一括下請負の禁止、下請契約における代金支払いの適正化等に努めることとする。

また、より高い品質の建設生産物を適正な価格で供給する企業を、一般消費者(「建設生産物の品質設定、品質評価を自ら行うことが困難な民間の発注者、とくに個人発注者」をいう。以下同じ。)が的確に選択できる市場環境を整備

し、品質、価格両面による競争を促進するため、建設業者の工事実績及び建設生産物の価格に関する情報等を一般消費者に提供することとする。

#### ⑤ 建設産業における安全の確保

構造改善への様々な取組みの基本には安全のための視点を含んでいるが、施工体制の複雑化、施工技術、施工環境の変化等への速やかな対応を図ることにより、従来以上に建設産業の安全確保に万全を期する必要がある。

このため、技術者の育成と技術力の向上を図るため、安全対策を含めた技術者に対する講習を実施するとともに、教育ビデオ等を用いた建設技能労働者に対する安全教育の徹底等を行い、また、建設現場における総合的な安全確保のための指針を作成することとする。

#### ⑥ 建設産業に対する理解の増進（建設業のII 戦略事業）

建設産業は国民生活と産業活動の基盤となる建設生産物の供給を担う基幹産業であり、歴史の風雪と後世の評価に耐え得る文化遺産を創造するという大きな社会的使命を有している。しかし、産業の前近代的側面が強調されやすい面がある等、イメージの悪さがしばしば指摘されているところであり、建設産業に対する社会一般の正しい理解を求めていく必要がある。

このため、雇用労働条件の改善への努力を続ける一方で、あらゆる機会を通じて、マスメディア等を積極的に活用して建設産業の果たしている社会的使命を広く国民各層にPRし、建設産業への一般国民の理解が増進されるよう努めることとし、こうした目的に資するため、新たに構造改善推進週間を設けることとする。

また、建設産業は、発注者の求めに応じた建設生産物を生産するという本来の役割を果たすだけでなく、我が国が国際的地位を向上させていく中で国際経済社会の発展に貢献するよう強く求められていることを踏まえ、社会が直面している問題の解決やよりよい社会の構築に向けて積極的に活動していく必要がある。

このため、現在大きな社会問題となっている

環境問題に対して、建設産業がこれに十分な配慮を払い、前向きに対処していくための行動規範を示すこと、国際協力の観点から、（財）建設産業教育センターを通じた外国人の技術・技能研修生の受け入れを推進すること、豊かで魅力ある地域社会の実現に向け、文化、福祉などの公益的な業界活動を積極的に行うこと等により、社会に貢献する建設産業としての姿勢を明確にすることとする。

以上のように、建設産業に対する理解の増進を図り、建設産業全体のアイデンティティを確立するための事業を第一次構造改善推進プログラムに引き続き、建設業II（Industrial Identity）戦略事業と称し、その積極的展開を行うこととする。





## うるおいと活力のある 生活拠点都市・白岡をめざして

白岡町長 荒井 宏

### はじめに

本町は都心から40km圏に位置しているため、首都圏への人口集中の影響をうけて都市化が急速に進んでおります。また、高齢化、国際化、情報化の進展に代表されるように社会経済情勢は大きく変化しております。こうした町をとりまく諸情勢の急激な変化に的確に対応し、来るべき21世紀を展望した白岡町の発展の方向性を、「ゆとりある生活」、「うるおいある文化」、「活力ある交流」によって特徴づけ、町の将来都市像を人間尊重と福祉優先、住民参加を基調とした「うるおいと活力のある生活拠点都市・白岡」と定めました。これは住民が、白岡町を生活の拠点として、住み、働き、憩うまちをめざしたものであります。

今後、この将来都市像を実現するため、土地利用構想や将来人口などをもとに計画的なまちづくりを進めていきます。

### ・将来都市像

#### 1. ゆとりある生活都市

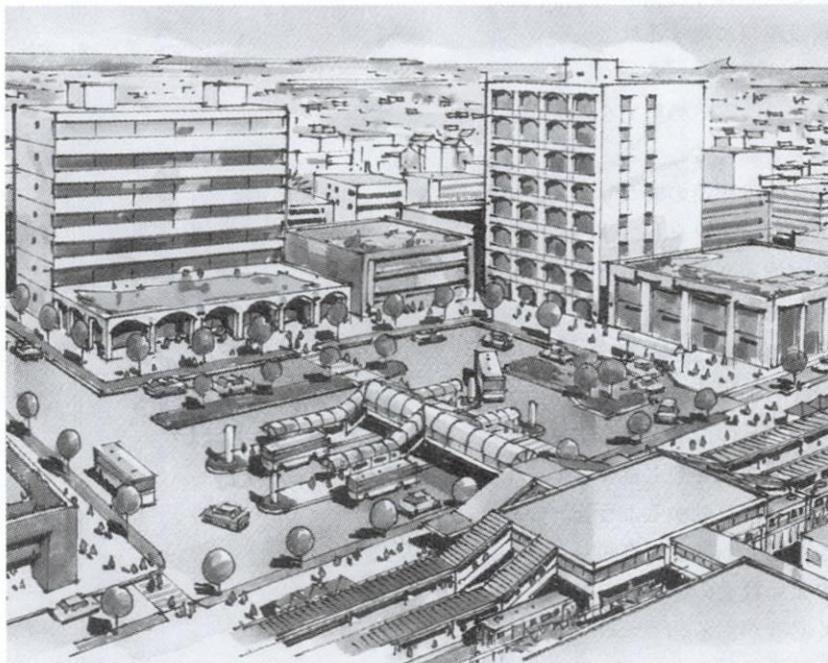
##### <生活環境・福祉・コミュニティ>

ゆとりある生活とは、物的側面だけでなく、精神的側面における人間的豊かさを実感できるものであります。

住民の生活の拠点は住宅であり、安全で衛生的な都市生活の条件の整った居住環境、水や緑とのふれあいのある環境が整備され、近隣連帯にも配慮された住宅地の形成をめざします。

また、生活の利便、保健、福祉等の機能を総合的に整備し、すべての住民が健康で快適に生活できる環境づくりをすすめます。

さらに、住民の日常生活において、人間尊重、福祉優先を基調とするあたたかい近隣関係、住民相互のたすけあいを大切にするコミュニティの形成を図ります。



JR白岡駅前再開発イメージ

## 2. うるおいある文化都市

### ＜教育・文化＞

文化は、うるおいある生活の糧であり、町の定住条件を向上させます。既存の農村的景観・文化財の活用はもとより、住民の多様な能力を生かして、様々な教育・文化・芸術・音楽・スポーツ活動が展開され、生きがいある生活が送れる生涯学習体系の整備を図ります。

また、駅前広場や都市計画道路等の整備にあわせ、緑やモニュメント等をとり入れた親しめる景観のある都市をめざします。

## 3. 活力ある交流都市

### ＜都市基盤・産業・情報＞

活力ある都市は交流がさかんである。町内の東西交流、周辺都市との交流、首都圏レベルの交流、全国的交流、国際交流が活発になっていくような道路・交通・情報基盤が整った都市の実現を図ります。

駅を中心とした道路・交通基盤が整備され、住民の通勤、通学、買物、余暇活動、企業の産業活動が活発に繋り広げられるまちを推進していきます。

まちの産業活動については、活力ある都市近郊農業を確立していくとともに、町内の就労の場も確保された職住の近接型生活のできるまちをめざします。

また、情報化社会に対応して豊かな生活を築くために、いつでも必要な情報を容易に得られる条件の整備されたまちを推進していきます。

### 【市街地の整備】

市街化区域については、道路、公共下水道等の整備を土地区画整理事業等により一体的に推進していきます。また、今後の新市街地形成については周辺の土地利用との調和に留意して道路、公園等との一体整備を進めていきます。

- 原ヶ井戸・東土地区画整理事業整備促進
- 野牛・高岩土地区画整理事業整備促進
- 白岡駅東地区土地区画整理事業整備促進



町のシンボル（梨の花）

- 押出・志部地区土地区画整理事業整備促進
- 白岡駅西口地域整備事業の促進

### 【道路網の整備】

駅を中心とした道路及び幹線町道の体系化を進め、道路網を整備していきます。特に、都市計画道路については現行計画網の延伸を推進していきます。

- 都市計画道路白岡篠津線の整備促進
- 都市計画道路篠津柴山線の整備促進
- 都市計画道路野牛篠津線の整備促進
- 都市計画道路野牛宮代線の整備促進
- 都市計画道路白岡駅西口線の整備促進
- 都市計画道路白岡駅東口線の整備促進
- 幹線町道・生活道路の整備促進
- 橋梁の整備促進

### 【公園・緑地の整備】

白岡町緑のマスタープランに基づき、町の自然環境の保全を図るとともに、身近な生活圏レベルの公園から総合公園まで多様な機能をもった公園を整備してまいります。また、住民の協力のもとに緑化を推進し、生活をゆとりとうるおいのあるものにしていきます。

- 児童公園の整備促進
- 仮称・黒沼グリーンパークの整備促進
- 総合運動公園の整備促進
- 水辺レクリエーション活動の拠点として柴山沼周辺整備促進
- 河川の水辺環境の保全整備促進

。緑化の推進

### 【工業の振興】

職住近接型都市の形成を図るため、工業系地域の拡大を図ります。企業誘致については、公害発生要因が少なく、生産性の高い優良な企業誘致を進め、既存の中小工場については、工業系地域での集団化を促し、住工混在を解消していきます。

- ミニ工業団地の整備促進
- 新規就労地として工業系の拡大



シリーズ特集・「21世紀を展望した街づくり」(その46)

## 比企地方の中核都市づくり をめざして



東松山市長 芝 崎 亨

### はじめに

本市は埼玉県のはば中央にあり、首都圏50キロ、池袋より東武東上線で約1時間の位置にあります。

比企丘陵自然公園を有し、大変自然環境に恵まれておりますが、近年、首都圏の拡大とともに住宅公団等の宅地開発が進み、人口増加は全国第5位の伸び率を示すに至っています。

これまで、人口増に対応した都市施設整備を重点に取り組んでまいりましたが、今後本市が更に大きく発展していく為には、比企の中核都市に相応しい都市基盤整備が急務となってまいりました。

また、市民憲章をまちづくりの基軸に据えながら市政を推進してまいりましたが、「歩け歩け運動」や「花いっぱい運動」が大きな輪となり、本市の「日本スリーデーマーチ」開催に代表されるように、市民の行政参加と連帯意識は次第に高まってきております。

このように、将来へ大きな可能性と魅力を秘



(仮)東松山総合会館完成イメージ

めた東松山市でありますが、この恵まれた環境を最大限に活かしながらまちづくりに取り組んでまいります。

この度「第2次総合振興計画、後期基本計画」を策定しましたが、「まちづくりの戦略」として次の施策を中心に事業の展開を図ってまいります。

## まちづくりへの戦略

### 1. 中核都市づくりの推進

東松山市を中心とする1市6町3村の比企広域市町村圏の将来人口を40万人と想定する中で、本市はその中核都市となるまちづくりを目指します。

この為に、現在策定中の「市街地及び市街地周辺整備計画」を早期に完成させ、これに基づいた駅前再開発事業や土地区画整理事業など市街地の面的整備を進め、比企の中核都市機能と良好な居住環境が調和したまちづくりを推進してまいります。

また、総合的な排水対策の強化、東武東上線立体交差等の道路整備に取り組むとともに、(仮称) 東松山市総合会館をはじめとする庁舎周辺整備の推進や(仮称) 産業文化センターの建設を検討するなど、行政、産業、経済面における地域の拠点施設整備を推進してまいります。

### 2. 自然環境の保全と活用

本市の特徴でもある豊かな自然を積極的に保全し、次代に引き継いでいくとともに、その活用を図ってまいります。

このため、明確な計画のもと緑地指定を行い、「市民の森」や(仮称) 物見山公園、(仮称) 大谷農林公園等の整備を推進してまいります。

### 3. 文化、スポーツの振興

生涯学習や健康増進に対する市民要望に応えるため、身近な文化施設や体育施設の整備を進め、それらを拠点として多種多様な活動を展開し、充実感に満ちた市民生活の実現に努めてまいります。

そのため、生涯学習の中心施設として図書館、公民館の整備拡充と、スポーツレクリエーション施設として、(仮称) 都幾川リバーサイドパークや地区体育館の建設を推進してまいります。

### 4. 高齢者対策の推進

高齢者社会の到来を迎へ、お年寄りが安心し



“歩け歩け運動”的一こま

て生活の営める社会づくりを推進してまいります。

このため、保健医療施設や関係機関等との緊密な連携協力のもと、総合的体系的な老人福祉施策として「健康長寿のまちづくり」に取り組んでまいります。その一環として老人保健福祉計画の策定を皮切りに、拠点施設の整備と在宅福祉サービスを充実させ、全ての高齢者を市民全体で支え合う地域福祉社会の形成に努めます。

### 5. 参加と交流の展開

豊かな地域社会は、行政の取り組みに市民の一人ひとりの情熱が吹き込まれてこそ実現するものです。

この為、市民参加の拠点となるコミュニティー施設を整備するとともに、市民憲章実践活動等を広範に展開し、市民の相互交流と地域参加の機会拡大を図ってまいります。

また、地域における国際化が進む中にあって、「日本スリーデーマーチ」関連施策を拡充しながら市民レベルの地域間、国際間交流を推進し、外国人にも親しまれるまちづくりを進めます。

更に、県立平和資料館の建設を契機として平和都市への取り組みを推進してまいります。

以上5本の柱を重点に施策を進め、比企地方の中核都市として、“魅力と活力に満ちた東松山市”実現をめざしてまいります。

## 事業報告

### 平成4年 新年賀詞交換会の開催



当建産連は、1月8日の午後3時から建産連会館センター大ホールにおいて、恒例の新年賀詞交換会を開催、傘下30団体の会員のはかを迎えた各界来賓を合わせて430余名が出席、さしもの大ホールも溢れるばかりの盛況で盛会を極めた。

昨年は、国内外ともに激動、政治、経済各般にわたり、新しい秩序づくりで苦悩の明け暮れであった。殊に国内では、3年有半好況を持続した景気もバブル経済の崩壊という厳しい結末をもって終息、景気の先行きが懸念されるという情勢の中で新年を迎えたのである。

冒頭挨拶に立った当建産連の斎藤会長は、激動した昨年を回顧しながら、建設産業界がこの一年、官民総ぐるみで取り組んできた一連の構造改善事業の成果を評価しながらも、なお問題としている若年建設従事者確保対策及び労働時間短縮の対応が、眼前の重要課題であることを強調、さらに提起されている建設産業における生産システム合理化の問題は、建設生産活動を中心とした元請・下請並びに資材関連業種を含めた施工上の新しいルールづくりであり、今年はこ

の問題を活動の中心に据え、会員団体の理解と協調の下に推進する方針を明らかにした。

続いて祝辞に立った畠知事は、昨年迎えた埼玉立県120年を節目に、今年は“躍進する大埼玉”を目指し、これまで推進の埼玉新都心計画をはじめ各種のピックプロジェクトを着実に進め、その実現に努力すると述べ、会員団体の協力要請があった。

引き続いて立った野本県議会議長、松永衆議院議員は、ともに景気の行く手を厳しく捉えながらも、建設事業が景気の索引力の役割にあるとして、公共事業予算の増額確保をはじめ各種の施策をもって側面から支援すると約束、建設産業界の発展なくしては、国、郷土の発展はあり得ないと激励があった。

また、市町村長を代表して立った相川浦和市長は、過熱化したいわゆるバブル経済を厳しく批判「共に汗を流す気構えでお互いに努力し合う」と相互協力の呼びかけがあった。

続いて開かれた祝宴は、石田県土木部長の乾杯の音頭で幕を開け、馳せつけた土屋前参議院議長の挨拶を挟んで交歓、最後に川島県公営企業管理者の手締めで、その幕を閉じた。（写真は、祝辞に立つ斎藤会長）（W）

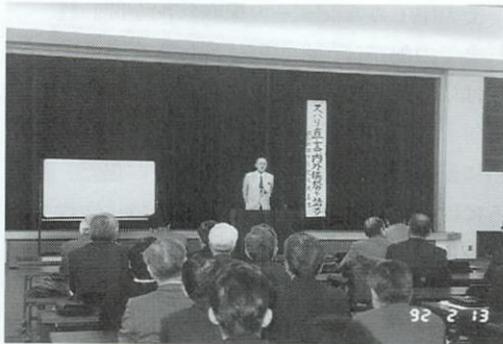
## 時局講演会

演題——

「ズバリ直言・内外情勢を語る」

政治評論家 三宅久之氏

当建産連は、2月13日午後2時から建産連会館センター大ホールにおいて、時局講演会を開催した。今回の講演会は当建産連研修指導委員会事業の一環として企画、埼玉県建設業協会浦和支部との共催で開いたもの。講師はジャーナリスト（毎日新聞記者）出身で、テレビアサヒの論客としても著名な三宅久之氏を迎えた。演題は「ズバリ直言・内外情勢を語る」で、1時



間30分余、いま政局の焦点となっている共和汚職事件、東京佐川急便問題を取り上げて国会の動きを、さらに深刻度を増している日米問題を中心に国際間の諸問題に取り組むべき姿勢等を国民の立場から直言、聴衆150余の耳目を集めた。(W)

#### 政治家のモラルを問う

講師は、まず、いま世論をわかせている共和汚職事件の全貌、東京佐川急便問題をあげ、目的はともかく、なぜかくも莫大な金員が広範囲にばら撒かれることになったのか理解に苦しむ。要は政治に携わる者、企業の中枢にある者のモラルの問題だ——と厳しく批判、共和事件は既に司直の手によりほぼ全容が解明されたようだが、問題は関係議員の国会喚問である。喚問それ自体は国会が法の下で行うことでは非をいう筋合いでない。しかし大事な予算国会の冒頭証人喚問をやるやらないの駆け引きで旬日を空費したことが遙かに問題である。今日わが国経済が不況色を強めていることは野党ともに認識、そのために予算の早期成立の必要性を意識しながらの所業であるだけに責められてよい。現状では予算の年度内成立は難しく、暫定予算を組まざるを得ない情勢にある。そのため経済への影響が懸念されると指摘した。

また、予算のうち特に防衛費の問題を取りあげ、現在のわが国国防の現状と見通しを述べ、冷戦構造の崩壊という現実面からして国防予算も当然見直されるべきであるが、国連を中心と

する外交国策をとるわが国としては、国連に協力するにはどうあるべきかを真剣に考えるとき、いま求められているPKOに向け行動を起すべきことを強調した。

#### 日米協調を力説

次いで講師は、国際情勢に目を向け、日米構造協議をはじめウルグアイラウンドに係る諸問題で、とかく摩擦を生じている日米関係に触れ、この正月ブッシュ米国大統領来日の経緯を述べたあと、日米両国が相互に理解し合うことの必要性を説き、第2次世界大戦後米国がわが国はもとより全世界の秩序維持のために払った努力を高く評価したうえ、わが国が経済超大国となった今日、米国に代って果すべき役割にあることを再認識すべきであるとし、さらに古代西洋史に現われる「カルタゴ人」(前814年頃地中海貿易で制覇したが、ローマ人との競争に敗れ前146年に滅亡した。)の生きざまを引用、協調なくして繁栄を持続し得ないことを立証、わが国としては将来起り得るであろうECとの貿易摩擦を未然に回避するためにも、今から日米の協調体制を確立しておくことの大切さを力説した。

最後に講師は将来展望として、わが国が今後30年には世界一の高齢者国家になる。かくして年金、老人医療など各般にわたり社会的負担が増大しそう、ここにきて政府は公共投資10年計画を策定、これに430兆円をもって社会基盤の整備充実に当てるとしているが、21世紀に向か快適な生活環境をつくる上で至極当然なことと述べた。その上で人口が年々減少傾向にあるわが国を含む先進諸国、一方爆発的に人口が増え続ける途上国とのアンバランスにある現状を問題視し、これからは世界的視野に立って人口問題に取り組むことが、緊要な政治課題でもあるとして結んだ。

## 理事会・委員会報告

### 広報委員会



1月23日正午から建産連会館1階特別会議室において広報委員会（松本礼志委員長）を開催し、1月15日付発行の建産連ニュース第51号の報告及び講評と次号（4月15日付）の編集案についての意見、ポスター、絵画コンクール及び平成4年用カレンダーの配布等についての報告のあと、平成4年度における広報委員会事業についての意見交換を行った。

はじめに挨拶の松本委員長は、過去の実績を踏まえ、今後とも実りある広報活動を進めることにしたいとして、各委員に対して協力要請があった。

続いて議事に入り、まず、建産連ニュース第51号発行の経過報告のもとで意見を求めたが特に指摘はなく、次の第52号の編集案として提示の内容等について質疑及び要望を求めた。内容としては、平成4年度県当初予算の概要を筆頭に特集記事、報告事項等従来のパターンで全体を34～36頁で集録するものとして、一部説明を加えて意見を求めた。

特に意見はなく、原案をもって了承され、作業を進めることにした。

次の平成3年度事業として実施の「埼玉の建設産業」ポスター、絵画コンクール及び平成4年用カレンダーについての処理並びに配布について報告して了承を求めた。

その中でカレンダーの配布状況が問われ、これまでの配布は、会員団体向けと会員外向けの数はほぼ折半であることを具体的に説明したのに対し、その効果を分析、より効果を高めるために配布数を見直してはとの意見が出だ。要するに内部より外部に対するPR、特に次代を担う小中学生を対象にした配布先の検討を求めるものである。

最後に平成4年度における広報、啓発活動についての意見提示を求め、次回改めて討議することにして散会した。

### 理 事 会



3月6日、建産連会館1階特別会議室において理事会を開催し、①平成4年度通常総会の日程について②平成3年度一般・特別両会計収支決算見込みについて③平成4年度一般・特別両会計収支予算の編成方針④埼玉建設労働者研修福祉センター等施設利用料金の改正についてを主議題にして審議した。

冒頭挨拶に立った斎藤会長は、直面の景気動向に触れ、「懸念される景気の落ち込みも、財政主導による政府の梃子入れが本格化の気配が出始めたこともあって、この辺が底入れ」とする見解を述べたうえ、話題を構造改善問題に移し、労働時間短縮に基づく週休2日制の現場サイドまで浸透への取り組み、また、近く決定の第2

次建設業構造改善推進プログラムにより新たな段階に入ることになるが、当建産連として関係行政機関と歩調を合せ、引き続いて取り組む考え方を表明、議題審議のあとこの件の説明を行い、理解を得たいと述べて議事に入った。

はじめに事務局よりこのたび交替理事として出席の日黒有氏（埼玉県建設大工工事業協会会長）を紹介、引き続いて議題を追って内容説明を行った。

まず、当建産連の平成4年度通常総会の日程として、6月2日午後2時開会、当会館センター大ホール等で開催すること。議事等一連の運営は従来の方法をもって行う旨、その経緯を説明して了承を求めた。

次いで平成3年度一般・特別両会計収支決算の見込み、続いて平成4年度一般・特別両会計収支予算の編成等、いずれも各案を提示それぞれ説明を行い、質疑を受けたが特に発言なく、これをもって本案を作成することが了承された。

次に当会館センターに伴う施設利用に係る料金の改正案を提示、その趣旨説明の上4月1日以降適用したい旨述べて了承を求めた（料金改正詳細は本誌本号告知板参照）。

以上で議案審議を終り、引き続いて報告事項として所要の説明を行った。

1) 昨年12月20日、当建産連の主導により発足した「埼玉県建設生産システム合理化推進協議会（藤村光男会長）」設立の経過と今後の活動について（本誌1月号参照）

2) 3月28日の中建審答申により策定の「第2次建設業構造改善推進プログラム（案）」の内容につきポイントの説明（本誌別項参照）

3) 県の建設業構造改善施策の取り組み（仮称、建設業構造改善推進協議会の設置等）について

4) 今年年頭の新年賀詞交換会開催の報告（収支報告等）。

以上の報告を終って散会した。

## —埼玉県建設生産システム 合理化推進協議会の動き—



埼玉県建設生産システム合理化推進協議会（藤村光男会長）は、3月17日正午から建産連会館1階特別会議室において第2回目の協議会を開催し、建設産業界が将来にわたって真に魅力ある産業として発展するためには、何をなすべきかの課題提起を行った。

協議に先立ち、中央における建設生産システム合理化推進協議会（委員長：古川修工学院大学教授）が、4回にわたって討議の当面業界が取り組むべき課題「工事現場を含む4週6休制を導入する」という申し合わせを行った経過並びに建設省がこのたび策定の「第2次：構造改善プログラム」について事務局よりの説明を受けたあと、引き続いて中央で協議会申し合わせ事項「建設業における4週6休制の推進」をターゲットに、その対応について意見交換を行った。

4週6休制について当建産連は、既に平成元年11月の理事会において導入の方針を定め、翌2年4月から実施と決めて努力してきたところであるが、本席中央協議会の申し合わせに準じ、改めて4週6休制の推進が提起されたことをめぐり論議を呼び、主に専門工事業者、資材業者から次の点で疑義発言があった。

4週6休制を導入することにより、①コストアップが避けられない。②ユーザーに対してサービスの低下を招く。③主に現場における労働

## 告知板

者に対しての所得補償(所要労働力確保のため)。  
④アウトサイダーとの摩擦 — などがあげられた。総合工事業側からも同調の発言があった。

これに対し座長側から、それらはいずれも派生する問題であり、このほか幾多の問題を生ずることが考えられるが、普遍化するには越えねばならないハードルで、この点中央での協議会の申し合わせ事項の中でも「総合工事業者において講すべき条件」「専門工事業者において講すべき条件」及び「実施体制」として細部にわたり対応すべき事項を明示しているほか、行政当局(建設省建設経済局長通達)でも各般にわたり配慮を示していることを述べて理解を求めた。

まとめとして座長は、『時短』、休日確保は時代の要請であり、建設産業界のみ別枠であり得ない。労働力確保の面からも中央の協議会に歩調を合わせ「工事現場を含めた4週6体制の推進」を本協議会テーマとして決定することに同意を求めたうえ、埼玉建産連にこの旨伝え、次の事項をもって対処されるよう申し入れることにした。

### 記

1. 建設業における4週6体制が、確実かつ最も効果的に実施に移されるよう、その加盟団体に対して適切な働きかけを行うこと。

2. 建設業における4週6体制の実行を担保するため、県、市町村等の関係行政機関、発注機関等に対し強く支援、協力を要請すること。

3. 建設業における4週6体制について広く一般の理解を得るため、適切なPR活動を行うこと。  
以上

なお、今後の検討課題として「合理的な契約書類の在り方と適切な契約の履行」をテーマに掲げ、平成4年度上半期中の成果を目指し協議を行うことを決めて散会した。

## 公共事業労務費調査の結果(10月期)

建設、農林水産、運輸3省の協定により実施の公共事業労務費調査の結果が、3月末日建設省から発表された。この調査結果は4月1日からの積算に反映される。主要10職種別結果は下表のとおりであって、埼玉県の場合(表の上段に示す)、前回調査に比べ、とび工、型枠工、大工、左官が軒並み下回ったことに注目される。

### 主要10職種別結果(平均)

(上段—埼玉県、下段—全国)

単位:円(1日所定内労働時間8時間当り)

職種	前回調査額 (日額) 平成3年 6月 A	今回調査額 (日額) 平成3年 10月 B	対前回比 B/A×100
特殊作業員	16,888 16,696	17,566 17,440	104.0 104.5
普通作業員	14,011 13,074	14,964 13,614	106.8 104.1
軽作業員	10,065 9,553	10,689 9,920	106.2 103.8
とび工	20,800 17,298	18,955 18,507	△109.1 107.0
鉄筋工	20,182 17,769	20,269 18,625	100.4 104.8
運転手 (特殊)	17,603 17,662	18,270 18,477	103.8 104.6
運転手 (一般)	15,263 15,768	17,057 16,516	111.8 104.7
型枠工	22,607 18,870	21,921 19,914	△103.1 105.5
大工	23,130 18,938	22,835 19,565	△109.9 103.3
左官	24,487 17,485	21,280 18,662	△108.7 106.7

調査額は所定内労働時間8時間当たり賃金である。各職種毎の数値は全国の算術平均である。調査額にはボーナス分も含まれている。

## 県の組織改正について

－4月1日付－

### 新設

#### ・自然学習センター（7月開設）

県民が自然について学習する機会を設けるため、環境部内に設置

#### ・浦和・熊谷女子職業センター

県南、県北に分け女性の職業に関し、総合的な施策を展開するため、労働部所管で開設

#### ・大野ダム建設事務所

平成4年度から建設に着手するため土木部所管で設置

### 再編

#### ・農業改良普及所の統合

行田、加須の農業改良普及所を統合、「加須農業普及所」とする。

### 名称変更

#### ・環境整備課を「廃棄物対策課」に改める 廃止

・浦和・熊谷婦人職業援助センター2所を廃止、新設の浦和・熊谷女性職業センターにそれぞれその機能を吸収する。

#### ・さいたま120年記念事業推進室長

・権現堂調節池建設事務所  
建設工事完了に伴い廃止

### 職制の新設

- ・平和資料館開設準備室長（県民部）
- ・高齢化社会対策監（生活福祉部）
- ・地域産業文化センター整備室長（商工部）
- ・住宅企画監（住宅都市部）
- ・常磐新線沿線整備室長（住宅都市部）

## 埼玉建設労働者研修福祉センター施設利用料金の改正について

去る3月6日の理事会において、埼玉建設労働者研修福祉センター（建産連会館センター）の施設利用料金の改正が、下表のとおり承認され、4月1日より適用することになりました。

施設別利用料金表

(平成4年4月1日改正・同日から適用)

会議室等	料金区分 収容人員	午前		午後 13:00~17:00	全日
		9:00~12:00	12:00~13:00		
センター	2F 第1会議室	80人	11,000円	12,500円	16,500円
	第2会議室	40	5,500	6,000	8,500
	第3会議室	15	2,500	3,000	4,000
	第5会議室	12	2,500	3,000	4,000
	第6会議室	20(和室)	5,000	5,500	7,000
	第7会議室	8(和室)	2,500	3,000	4,000
	第8会議室	8(和室)	2,500	3,000	4,000
	3F 多目的大ホール	椅子席500 机・椅子席288	30,000	33,000	45,000
建産連会館	2F 小会議室	20	3,500	4,000	5,000
	1F ロビィ	一部使用 (机使用5コ以内) 全部使用	2,500 15,000	3,000 16,500	4,000 22,000
	1F 特別会議室	30	7,500	9,000	11,500

(注) 1. 備付物件の利用料は、従前どおり1個又は1台につきマイク500円、スライド映写装置600円、16mm映写装置2,000円、ビデオ装置1,500円です。

2. 夜間(17:00~20:00)の利用料は別に定めがありますから、必要の際にセンター管理室にお問い合わせください。

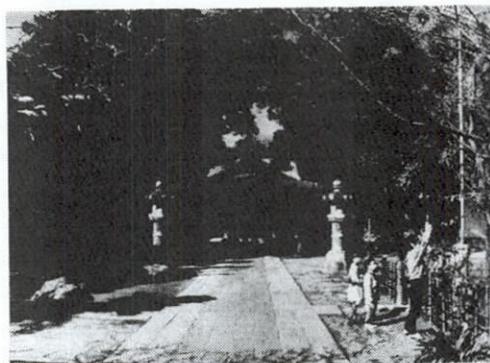
## 古寺社探訪（3）

## 久伊豆神社（旧郷社）

・所 在 越谷市越ヶ谷1,700  
 ・祭 神 大国主命、事代主命  
 ・由緒沿革 平安末期の建立と伝えられ、鎌倉時代武蔵七党の一つである私市党の崇敬を集め、応仁元年（1467）伊豆国宇佐美の領主宇佐美三郎重之がこの地を領したとき、鎮守神として大刀を奉納、社殿を再建している。

江戸時代に入って二代将軍秀忠、三代家光が当地に鷹狩りを行った際当社に参拝しており、それ以後徳川氏代々の崇敬を受けた。

東武伊勢崎線越谷駅東口下車、市役所方面から元荒川にかかる宮前橋を渡り、徒歩15分ほどで行く手にこんもりとした森が見えてくる。板石が敷きつめられた参道が続く。約400mほど足を進めると両側に杉や赤松などがそびえ立つ、境内の池の畔には県指定天然記念物の藤棚が広がる。樹齢200年以上といわれ、毎年五月上旬に見事な花を咲かせ、大勢の観光客で賑う。



当社の創建は不詳だが、1,200～300年の歴史があるといわれ、「縁結びの神」として、良縁を求める参拝者の姿が絶えない。

毎年10月31日の夜には「おかげ神事」が催される。旧暦の10月は神無月と称され、この社の出雲の国に出張されることになり、この神事

はそのお帰りをかがり火をたいてお迎えする儀式である。人々は神棚の古いお札やクマ手等を燃やして無病息災を願う風習がある。

境内には、国学者平田篤胤の仮寓跡と伝えられるカヤ葺の建物（県指定旧跡）や、越谷出身の俳人で日本最初の方言書を出した越谷吾山の句碑（市指定文化財）もある。

## つき 調神社（旧・県社）

・所 在 浦和市岸町3-17-25 旧中山道沿  
 ・祭 神 天照皇大神、豊宇氣姫命、素戔鳴尊

・由緒沿革 当社は延喜式内の古社、古くより朝廷及び武門の崇敬篤く、社伝によれば第九代開化天皇の御代（1,700年前）所祭奉幣の社として創建され、第十代崇神天皇が倭姫を使わされて関東一帯の初穂米と調物を納める倉を建てられ、これらの集納、運搬所と定められた。延長5年左大臣菅原道真が参向、以来奉幣使来拝社と定められる（現在行われている7月20日の例大祭の起源）。

調宮は、調の宮の略で、ここに置かれた倉は、上代諸国に置かれたもので、その中心であったのは関東では当社で、関西には近江国（滋賀県）の琵琶湖の畔といわれているが、定かではない。

以上述べた社伝のほか、調宮の語源にまつわる一説に、次のようにいわれている。

わが国古代において徵税の職を世襲した「調氏」に関係が深いのではなかろうということである。

それは、第十五代応神天皇の御代に百濟から日本に帰化した「努理使主」（ぬるみのおみ）の子孫で、朝廷に仕えて租税を掌った氏族に、「調吉士」（つきのきし）がある。また、聖德太子の侍臣に「調使」（つきのかつい）があり、さらに「天武記」や「新選姓氏録」などに「調連」（つきむらじ）などがみえ、ともに百濟族であったことから、それらの氏族に関係があったのではないかということである。



いずれにせよ、古代における朝廷への調物を扱ったことが起源であることは、間違いないようである。

#### 当社にまつわる七不思議

##### 1. 鳥居のないこと。

調物を当社に搬入する妨げとなることをもって、社頭の神門及び鳥居を払われたことが起因で、本殿までの間に鳥居がない。

##### 2. 境内に松がないこと。

当社に由緒ある姉弟の神がこの地にきて参拝の際、姉神が境内の松の葉で目を突いたため、「松は嫌いぢや」といったこと、また、一説には、初穂米搬入の際、その荷司が松の葉にて目を潰したために松の木を取り除いたということ

により、今も境内に1本の松もなく、神社では正月の門松飾りには竹だけを用いている。

##### 3. 御手洗池の怪

旧飛地境内にひょうたん形の池があって（現在この池は無い）、この池に魚を放飼すれば必ず片目になるといい伝え。

##### 4. 使姫が兎であること。

兎は当社の使姫として古来印譜、燈籠等に用いられ、特に目立つのは境内入口の両側に狛犬ならぬ兎の形像を用いている（写真参照）。昔から当社の氏子衆は、兎は神の使いとして食することをしなく、食すれば神罰があると恐れられてきた。

##### 5. 日蓮上人駒つなぎ櫻のこと

文永8年の末、日蓮上人佐渡流刑の途次、とおりすがりに灘産にて苦しむ妻女のため、当社の境内未申の方角にある櫻の下にて祈禱したところ、程なく安々と男子を分娩したと伝い、今もこの櫻を神木として安産の守護を祈る信仰の対象としている。

##### 6. 蝇がないこと。

##### 7. 蚊がないこと。

天保10年、国学者平田篤胤の調神社考にその由来が記されており、往時にしては不思議とされていた。

当社の例大祭は、7月20日。毎年暮の12日まちは、年越しの市として賑う。



# 建産連だより

## —会員団体の動静—

### 高校進路指導担当者の建築現場視察会開催

(社)埼玉県電業協会



去る2月7日当協会では若年労働力（新卒）確保対策事業の一環として、県立高校の進路指導の先生方を対象に、大規模建築現場の視察会を開催いたしました。

当協会では平成3年度雇用対策事業として、県内を4つのブロックに分け、県立高校の進路指導の担当教師の方々と会員が一同に集り、電設工業界の実情を説明するとともに新卒者の動向等を聞き相互理解を深め、人材確保を図ることを目的に懇談会の開催を計画いたしました。しかしながら日程や学校事情から残念ながら開催することができませんでした。また、国、県、県教育委員会、建設業協会等からなる若年建設従事者入職促進協議会が設立され各種の話し合いがもたれておりますところから屋上屋にもなるのではないかと、当協会で事業を推進している企業対策委員会におきましてなんとか先生方に業界を理解していただける方法はないものか検討し、施工中の大型建築物の現場視察会を実施いたすことになりました。

幸いにも、本年2月20日完成が予定されております所沢航空記念館（仮称）の電気設備を当協会員が施工中であり、また、発註者の埼玉県のご理解も得られましたので視察会を開催することといたしました。

県立高校のうち進学校とうわさされる学校を除き、約80校を対象に会員が訪問をお願いしたところ12校14名の進路指導の先生、技術系の先生の参加を戴くことができました。

当日は、午前11時に現場事務所に会員約40名も含めて集合、岡村会長から「若者に魅力のある業界を目指し、労働環境の整備を図っている。現場をとおして電設業の業務の一端をご理解賜れば幸い」とのあいさつがあり、引き続き電気設備工事担当者より施工工事についての概要説明をうけ、たまたま視察に参加された当協会発行の「埼電協ニュース」に連続掲載している世界航空博物館訪問記の筆者である航空ジャーナリスト田中昭重氏より同館が展示を予定している飛行機や機材についての解説をうけた後、全員で現場の視察を行いました。（写真参照）

約40分足場の組んである現場を説明を受けながら廻り、場内すべてを視察したあと、場所を市内のレストランに移し、新井企業対策委員長が当協会や業界の実情、電気工事従事者は種々の資格を必要とする技術者であること、いま若い力を必要としていることなどを説明し、業界についてご理解を賜り、就職を希望する生徒にご指導ご斡旋賜るよう要請した、このあと業界紹介用のビデオ「サクセス21」を上映し昼食にうつりました。

その後折角の機会であることから参加された先生方に感想等をお願いしたところ「最近は情報関係の企業からの求人が増えており、生徒の希望も多く、現場関係への希望はない」、「建築現場は安全対策からか周囲がかこまれており中がみえない、はじめて現場のなかに入れてもらい状況が理解できた。生徒にも機会があれば見せてやりたい」「現場を知らずに生徒に資格をとらせていることを反省する」「女子でもC

AD操作の業務に就職した生徒がいる、ビデオをみて女子でもやれる仕事が多いたことが解った」「今後もこのような機会を作ってほしい」等の発言がなされました。また協会員からも必要とする資格は責任をもって仕事をしながらでも指導し取得させるから是非共生徒に対し斡旋指導をお願いしたいとの要望もあり盛会のうちに終了いたしました。

今後、協会としては新学期にはいる4月～5月にかけて雇用促進用のポスター・パンフレットを会員が、それぞれの地域の高校、大学等訪問配布し若年労働力の確保活動を展開していくこととしております。

(写真は、施工現場視察の一例)

### 造園施工管理試験 実施日程について

(社)埼玉県造園業協会

毎年行われている造園施工管理の平成4年度の試験日程が全国建設研修センターから下記の通り発表になりました。

例年申込期間を過ぎてからの問い合わせが多く見受けられますので、充分注意していただき一刻も早く、資格を取得し、生活にゆとりをもち、安定した毎日としたいものです。

#### 「造園施工管理試験実施日程」

公 告	平成4年5月15日(金)		
申込受付	平成4年6月1日(月)～6月15日(金)		
項 目	一 級		二 級
試 験	学 科	4年9月6日(日)	学 科
	実 地	12月6日(日)	実 地
合 格 発 表	学 科	10月22日(木)	学 科
	実 地	5年2月15日(月)	実 地
受 験 料	学 科	12,300円	12,300円 (実地のみ) 6,150円
	実 地	12,300円	

### 青年部 技術研修会開催

埼玉県電気工事工業組合



1月28日、埼玉県電気工事工業会館において技術研修会を開催。研修内容は下記のとおり。

1. マンション動向
2. H・Aシステムの概要
3. 電気 防災商品の説明
4. 施工上の注意点
5. H・A設計上の注意点

(講師 松下電工㈱ 埼玉電材営業所)

参加会員 熊田部長、笠井技術委員長以下19名、相互に活発な質疑応答があり全員熱心に受講した。(写真は、研修会風景)



## 「新会長にのぞむ」

### 埼玉県建設大工工事業協会

平成4年2月7日第15期定時総会が開催され、役員改選により、㈱新井工務店代表取締役目黒有が会長に就任した。バブルが崩壊し、あの建設ブームが去った今、型枠工事業業界は、生き残りのターニングポイントを迎えていたと云える。2月20日埼玉建設新聞黒川記者のインタビューにも、「職人の高齢化も進んでいるし、我々も技術や機械を研究開発を進める努力をしていかなければならないなど。課題が山積しているが、協会員が団結、協力しなければ、生き残っていくことは出来ないだろう」と切実な問題を指摘した。若者の建設業離れも身近に起っている昨今、若年技術者の確保、育成は当協会のメインとして、県内業界で唯一の技能検定のための講習会を実施している。当協会員はもとより、他団体からの受講希望者も多く、平成3年度後期技能検定講習会は無事に終了した。この様に若年者対策をはじめ、幾多の難問も克服すべく目黒丸は出航した。

### 県内測量設計業務の委託業務の前払金の実施等について陳情

(社) 埼玉県測量設計業協会

当協会は、平成4年2月24日(月)柿沼会長以下役員6名で、埼玉県市長会及び埼玉県町村会の事務局をそれぞれ訪れ、次のとおり陳情した。

私共業界は受注する仕事の大部分を官公需に依存する特殊な業態ですが、昭和63年度から内需拡大策として公共事業費の増額が行われ、幾分明るさを取り戻したとはいえ、これまでの長期に亘る事業量の停滞による厳しい経営環境を回復するには程遠いものがあります。

測量業は、労働集約性が高く経費の相当部分が人件費ですが、類似の他産業との賃金及び福利厚生面での格差は依然として大きく、

労働時間短縮への対応、若年技術者の採用難及び定着率、技術向上の面において問題となっており、企業経営を困難にしている状況にあります。

企業としても経営の改善に鋭意努力しておりますが、関係機関ご当局にお願いしなければならないことが多い現状であります。

つきましては、これらの現況をお酌みとりいただき、下記事項について特段のご高配を賜りますようお願い申上げます。

### 記

1. 測量設計業務の委託業務の前払金の実施について
2. 指名願様式の統一化について
3. 協会会員の優先指名について
4. 年間発注の平準化について
5. 業務委託費積算及び工期の適正化について

### 平成4年新年賀詞交換会開催

#### (社) 情報通信設備協会埼玉県支部

1月22日、当県支部は大宮市内のボルドー清水園において、恒例の新年賀詞交換会を開催しました。

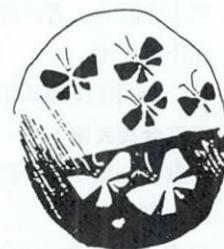
この賀詞交換会には、当県支部会員の他、来賓として、関東地方本部ならびにNTT埼玉支社幹部ら50余名が出席されました。

まず、横田県支部長(兼関東組織委員長)は、あいさつで「昨年11月郵政省の認可を受けた(社)全国電話設備協会は(社)情報通信設備協会と改められた。今後も高度情報化社会のニーズにこたえ、NTTならびに会員相互の共存共栄を図っていきたい」と述べた。

このあとパーティがあり盛会裡に終了した。主な出席者は次の通り(敬称略)

田島斎(NTT埼玉支社長)、大沢芳雄(同支社埼玉通信機器営業支店長)、高木唯次(第

二電々関東支店課長)、桐山一典(日本テレコム大宮営業所長)、立花雍一(日本高速通信北関東営業所長)、籠田長重(富士通関東支店部長)、角谷龍彦(沖電気関東支社営業課長)。



## 連合会日誌

### ○1月8日 平成4年新年賀詞交換会

建産連加盟30団体合同の新年賀詞交換会を埼玉建産連会館センター3階大ホールにおいて開催、盛大に賀詞の交換を行った。

出席者数410名。

### ○1月9日 新年賀挨拶と建産連活動への協力要請のため、正副会長が建設省、建設業退職金共済組合、(財)建設業振興基金を訪問。

### ○1月16日 第3回さいたまシルバーハウジングフェア'91実行委員会に加藤常務理事出席。

### ○1月22日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議、理事・評議員合同会議

霞ヶ関ビル東海大学校友会館において、建設省建設経済局風岡建設業課長から「最近の建設業をめぐる諸問題について」の聴講、平成4年度会長会議等日程、総務委員会設置、平成3年度事業経過中間報告等について審議。議事終了後、国際ジャーナリスト日高義樹氏の講演会に正副会長等出席。

### ○1月23日 広報委員会

建産連ニュース第51号の発行について、第52号の編集案について、平成4年カレンダーの処理経過等について協議。

### ○1月27日 さいたまYOUAndI プラン推進委員会に斎藤会長出席。

### ○1月29日 建設業経営講習会

「人が集まる、育つ会社はどこが違うか」

(社)埼玉県建設業協会、東日本建設保証(株)埼玉営業所との共催。

後援 埼玉県 於 埼玉建産連会館センター3階大ホール

講師 法政大学経営学部教授 川喜多喬氏 受講者97名

### ○2月12日 勤労者福祉施設事業担当者会議に榎本所長出席。

### ○2月13日 講演会

演題 「ズバリ直言!内外情勢を語る」

於 埼玉建産連会館センター3階大ホール 聆講者95名

講師 政治評論家 三宅久之氏

### ○2月21日 暴力追放・薬物乱用防止センター理事会に斎藤会長出席。

第4回さいたまシルバーハウジングフェア'91実行委員会に加藤常務理事出席。

(社)埼玉県建設業協会の若年者入職促進協議会に岡村副会長出席。

- 2月28日 (社)全国建設産業団体連合会総務委員会に斎藤会長、加藤常務理事出席。
- 2月29日 埼玉建設労働者研修福祉センターに係る固定資産税等の減免申請書を加藤常務理事が浦和市へ提出。
- 3月 3日 (社)全国建産連新年度事業実施について、協力方要請のため斎藤会長が建設省を訪問。
- 3月 6日 正副会長会議  
正副会長において理事会付議議案について事前協議。  
**理 事 会**  
平成4年度通常総会日程、平成3年度一般・特別両会計収支決算見込み、平成4年度一般・特別両会計予算編成の方針について、埼玉建設労働者研修福祉センター等利用料の改正について、新年賀詞交換会経費精算、当面の実施事業等について協議。
- 3月13日 建設業経営講習会  
「建設業の情報化戦略（初級・中級）」  
(社)埼玉県建設業協会、東日本建設業保証（株）埼玉営業所との共催。  
後援 埼玉県 於 埼玉建産連会館センター3階大ホール 受講者 59名  
講師 攻玉社工科短期大学土木工学科教授  
武藏工業大学客員研究員 大野春雄氏
- 3月16日 第5回健康管理事業推進委員会に森係長出席。
- 3月17日 建設生産システム合理化推進協議会（第2回）  
中央の協議会における審議動向について、第二次構造改善推進プログラムの概要について、労働時間短縮を図るための4週6休制の推進について、合理的な契約書類の在り方と適切な契約の励行等について協議。
- 3月18日 研修指導委員会事業として実施する見学会準備の打合せのため、川越市立博物館を加藤常務理事が訪問。
- 3月19日 (社)全国建設産業団体連合会広報委員会幹事会に加藤常務理事出席。
- 3月23日 建設省の主催による4週6休制普及推進全国大会に森係長出席。
- 3月25日 消防訓練  
埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者研修福祉センターの火災通報、避難訓練、防災映画上映等の防災訓練を浦和西消防署の応援により実施した。
- 4月 9日 見学会  
研修指導委員会事業の一環として川越市立博物館の「川越城展」、川越城本丸御殿等の見学を行った。研修指導委員会委員外25名参加。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

(平成4年3月6日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 岡村 喜一	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉営業所	所長 長谷川忠欣	"	"	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	"	"	048(866)1775
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 榎本 義男	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 小川 清	"	"	048(861)8221
(社)埼玉建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 柿沼 國治	"	"	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	"	"	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銀二	上尾市本町1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋2-402	331	048(644)7417
埼玉県環境安全施設協会	会長 深井 進	浦和市宿285-2	336	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 松江 果	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	"	048(882)7993
埼玉県設備設計協会	会長 金子 正喜	浦和市高砂3-10-4	"	048(864)1429

建産連ニュース 第52号

平成4年4月15日発行

発行  
埼玉県建設産業団体連合会  
法人  
企画・編集 広報委員会  
〒336 湖和市鹿手袋4丁目1番7号  
電話 048-866-4301

印刷  
東京都北区東田端2-4-4  
みづほ企業株式会社

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま  
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ  
の条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま  
す。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況  
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ  
いても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可  
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記  
の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月